

(通 達) 経第11号。昭和52年8月29日。

支出負担行為書等の添付書類の 取扱いについて

(経理部長から関係部・室長あて)

従来、支出負担行為書及び支出依頼書の取扱いは、部によって若干異なるところがあり、出納事務上あるいは証拠書類整理上不都合を来たしているところである。

支出負担行為書等はその内容が多岐にわたるところから、すべてにわたり画一的処理を行うことは困難な点もあるが、今後下記の取扱方法に準じ処理するようお願いしたい。

記

- 1 すべての証拠書類はA4判を原則とする。なおこれを超える場合には折りたたむものとし、小さい場合にはA4判の用紙に貼りつけるものとする。また、コンサルタント契約書、報告書等は、別添とする。
- 2 同一内容の文書は、極力、統一して起案すること。
- 3 事例ごとの標準フォームは次のとおりとする。なお、会計課において、事例標準パターンを作成しているから参考とされた。また、諸用紙類は、会計課において現在作成中である。

(3) 携行機材又一般契約支払の場合

- イ 支出負担行為書又は支出依頼書
- ロ 請求書(内訳書)
- ハ 納品書(内訳書)
- ニ 見積書
- ホ 予定価格表(仕様書)
- ヘ その他関係書類
 - (イ) 船荷証券(BL)
 - (ロ) 保険証書
 - (ハ) 検査調書(メジャーメント・リスト)
 - (ニ) パッキング・リスト
 - (ホ) インボイス
 - (ヘ) 検査調書

(注) 記8の(1)及び(2)並に(4)以降は省略

(2) 書類の回付

支出負担行為書を合議及び承認等を受けるため関係先に回付する前に、74
機材課では購送業務の実施状況その他各種書類を作成するための資料として契約台帳を備え(「契約細則」第2条)ているが、この台帳に支出負担行為書の件名(プロジェクト名)予算額、支出負担行為額を記帳する(記

載例図第Ⅲ－２３)。支出負担行為書が決裁されたときは、その日付をもって契約年月日とし、決裁番号をもって契約番号とする。そして契約書(案)にこの日付及び番号を記入し契約書の原稿とする。

(契約細則)

(契約台帳等)

第2条 契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、契約を締結したときは、そのつど、契約台帳(様式第1号)及び補助簿(様式第2号)をもって必要な事項を明確にしておくなければならない。

○ 契約締結伺付属書 (その 1)

決裁文書第 ー 号により, 月 日に標記機材の指名競争入札を実施したところ, 別添(Ⅰ)の入札状況調書の通り第 回目の入札において 当方の予定価格の範囲内に至ったので同社を落札者と定め, 下記により契約することといたしたい。

記

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 契約方法 | 会計規程第48条第1号による指名競争入札 |
| 2 契約先 | |
| 3 品目・数量 | 別添(Ⅰ)内訳書の通り |
| 4 契約金額 | 金 _____ 円 |
| 5 納入期限 | 昭和 年 月 日 |
| 6 納入場所 | |
| 7 売買契約書(案) | |
| 8 添付書類 | |
| 内 訳 書 | 別添(Ⅰ)に添付 |
| 入札説明会及び
入札会出席者氏名 | 別添(Ⅱ)に添付 |
| 入 札 状 況 調 書 | 別添(Ⅲ)に添付 |
| 入 札 書 | 別添(Ⅳ)に添付 |
| 委 任 状 | 別添(Ⅴ)に添付 |

○ 契約締結付属書 (その 2)

決裁文書第 一 号により、 月 日に標記機材の指名競争入札を実施したところ、別添(Ⅱ)の入札状況調書の通り入札を 回行ったが、当事業団の予定価格の範囲内に至らなかったため、会計規程第49条第13号により、第 回目の入札において最低価格であった

と随意契約の交渉を進めた結果、別添(Ⅰ)見積書の金額を以て、予定価格に達したので、下記により同社と契約することとしたしたい。

記

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 契約方法 | 会計規程第49条第13号による随意契約 |
| 2 契約先 | |
| 3 品目・数量 | 別添(Ⅰ)見積書の通り |
| 4 契約金額 | 金 _____ 円 |
| 5 納入期限 | 昭和 年 月 日 |
| 6 納入場所 | |
| 7 売買契約書(案) | |
| 8 添付書類 | |
| 見 積 書 | 別添(Ⅰ)に添付 |
| 入札説明会及び
入札会出席者氏名 | 別添(Ⅱ)に添付 |
| 入 札 状 況 調 書 | 別添(Ⅲ)に添付 |
| 入 札 書 | 別添(Ⅳ)に添付 |
| 委 任 状 | 別添(Ⅴ)に添付 |

○ 支出負担行為付属書

契約方法	1. 会計規程第49条第1項第 号による随意契約
	2. 会計規程第50条第1項による見積書徴取
	3. 会計規程第50条第2項による見積書徴取省略
	4. 会計規程第52条第1項第 号による契約書作成省略
	5. 会計規程第51条第1項ただし書による単価契約
目的	
品目・数量	
納入期日	昭和 年 月 日
納入場所	
送付種別	空送、海送、陸送
送付期日	昭和 年 月 日
備考	会計規程第49条(随意契約の要件)のうち、(1)~(4)、(7)~(10)、(13)~(14)の場合は、随契理由を記すこと。

(注) 本書は、契約を行なう場合の支出負担行為付属書として使用のこと。

事業費目：
 年度（新規・増設・繰越）
 機材第 課
 （担当者）
 件名：

購		入				
区分番号	1	2	3	4	5	
機材名						
機材数						
契約業者名						
契約方法	入札・入札 随契・随注	入札・入札 随契・随注	入札・入札 随契・随注	入札・入札 随契・随注	入札・入札 随契・随注	
契約（免注）年月日						
契約						
納期	1回目	2回目	3回目			
納入日						
納入日						
納入日						
次債番号	PR() -					
起算日						
決算日						
金額						
12ヶ月回数	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
金額	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
支出	a	b	c			
1回目	月/日	月/日	月/日			
2回目	月/日	月/日	月/日			
3回目	月/日	月/日	月/日			
依頼						
送延利息	日割 円					
原						

輸		送				
機材の区分記号	海・空	海・空	海・空	海・空	海・空	
輸送方法						
契約業者名						
契約（免注）年月日						
予定日						
実行日						
仕向地						
B/L(A/B)ナンバー						
会社名						
行株期間	日割	日割	日割	日割	日割	
PR() -	PR() -	PR() -	PR() -	PR() -	PR() -	
決算番号						
起算日						
決算日						
金額	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
支出	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
1回目	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
2回目	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
3回目	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
依頼						
送延利息	日割 円					
原						

なお、支出負担行為書の回付は、関係事業部との合議、経理部における支出内容の調査等及び担当理事（契約担当役）の契約承認を受けるために行うものであるが、この回付先については、機材課において起案する他の書類を含め次表「回付書類の流れ」に示したので、これを参照されたい。

（通 達）経第30号。昭和55年6月17日

本部における契約担当役及び出納命令
役の代行機関について

（ 総裁から各部・室・事務）
局長、各機関の長あて

会計規程第10条第6項の規定に基づく本部（青年海外協力隊事務局を除く。）における契約担当役及び出納命令役の代行機関の指定並びに会計細則第5条第1項の規定に基づく同代行機関の事務の範囲及び処理要領は次のとおりとする。

第1 代行機関の指定及び事務の範囲は次のとおりとする。

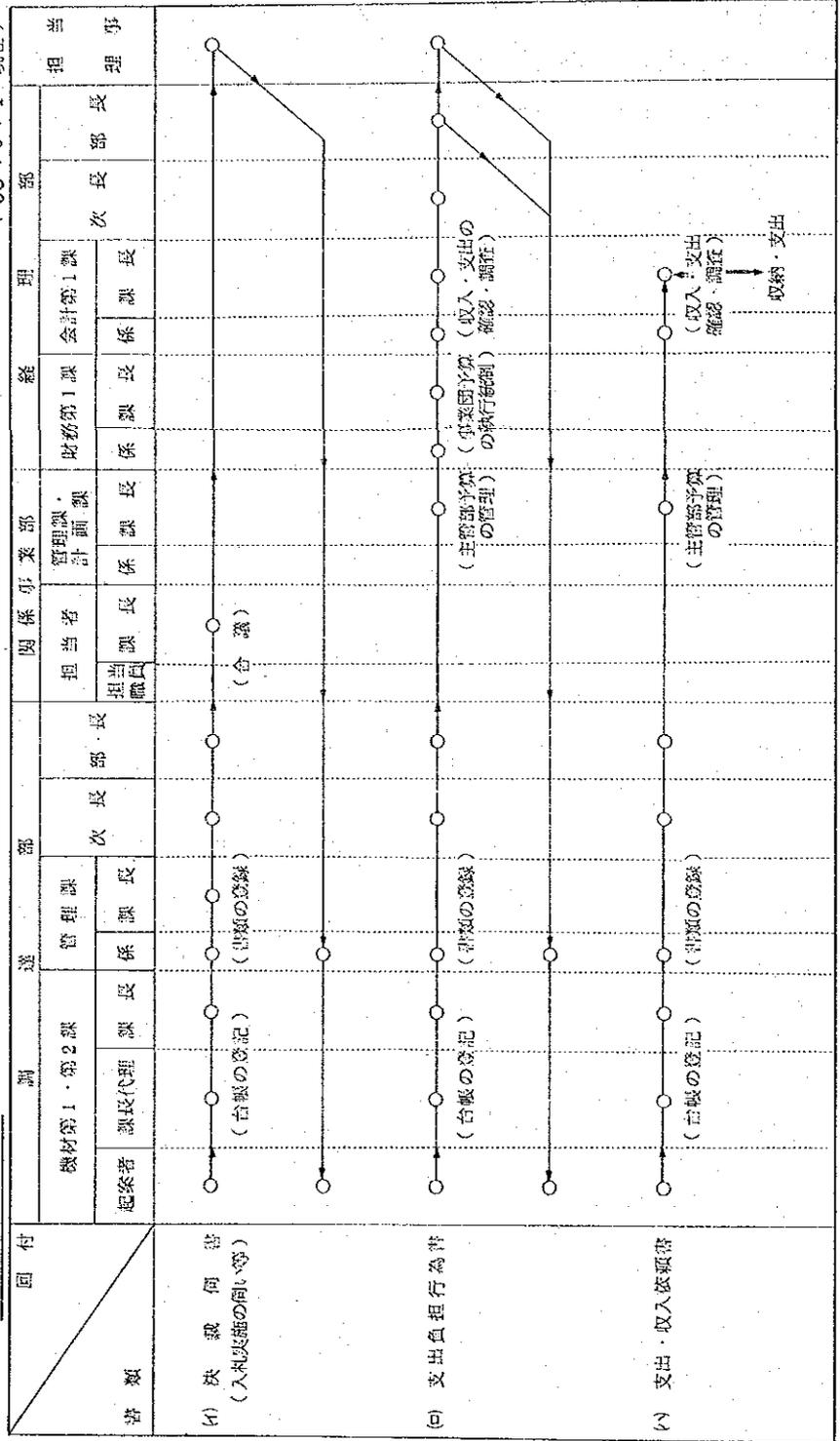
会計機関	代行機関となる者の職名	代行機関の処理する事務の範囲
契約担当役	経理部長	1 法令、諸規程等により支出額の確定する経費に係る支出負担行為 2 単価契約により支出額の確定する経費に係る支出負担行為 3 前号に掲げるもののほか、5,000,000円をこえない契約
出納命令役	経理部次長	1 契約担当役（代行機関を含む。）が支出負担行為をしようとするものの確認事務 2 契約担当役の代行機関が処理をしたものに係る出納命令事務

第2 契約担当役の代行機関となる経理部長が出張又は休暇等により長期間不在の場合は、経理部次長を代行機関として任命指定し、また出納命令役の代行機関となる経理部次長が同様の事由にて不在の場合は出納命令役が自らその事務を行うものとする。

第3 代行機関は第1項により処理することとなった事務を処理するときは、関係書類に代行機関が代行した旨を明示して行うものとする。

表Ⅲ-1
(58.6.1 現在)

回付書類の流れ



(注) 1 上記支出負担行為書の回付において、書類の決裁が担当理事(契約担当役)によるものと経理部長によるものがあるが、経理部長によるものの決裁は、上記「選送」「本部における契約担当役及び出納命令役の代行機関について」にもとつき契約担当役の一部を経理部長が代行する場合とする。

2 機材第1・2課以外における回付先「課長」の欄には課長代理を含む。

3 実際上は「登録の登録」を最初に行う

(3) 契約書の取交し

上記書類の決裁を受けると契約書の原稿を相手方に手渡して契約書（用紙は“国際協力事業団サービスセンター”にて販売）を5部（契約金額が500万円未満のときは4部）作成させ、次のように処理する。

(イ) 2部に事業団及び契約相手両者記名押印のうえ正（「原本」）とする。このうち1部には相手方に印紙税法にもとづく収入印紙（200円。昭和56年5月1日現在）を貼付させ、これを機材課が保有する。他の1部は相手方が保有。

(ロ) 残りの3部（又は2部）は控として機材課が保管し、1部は原課に手交するが、契約金額が500万円以上のものについては、このうち1部を会計検査院提出用とする。

（注） 契約金額が500万円以上の場合、会計課を通じ、契約書（写）に次の書類を添付して会計検査院に報告しなければならない（下記「国際協力事業団の計算証明に関する指定について」第3の規定。国際協力事業団総裁宛会計検査院長通達第345号。昭和50年9月12日）

（添付書類）

- i) 契約書の付属書（内訳書）
- ii) 予定価格調書
- iii) 入札又は見積合せ書類
（入札又は見積状況調書）

○国際協力事業団の計算証明に関する指定について

会計検査院は、国際協力事業団の計算証明に関し、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）の規定に基づき、左記のとおり指定し、昭和50事業年度分（第4については、昭和49事業年度分）から適用する。

記

（合計残高試算表）

第1 国際協力事業団総裁は、計算書として毎月の本部及び各海外支部の合計残高試算表を、証拠書類を添えて、翌々月末日までに会計検査院に到達するように提出しなければならない。

（合計残高試算表の添付書類）

第2 合計残高試算表には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 仮払金及び仮受金の勘定内訳表
- 二 資金貸付け及び回収状況表（別紙第1号書式）
- 三 貸付実行報告書及び貸付金回収報告書
- 四 開発投融資勘定に係る貸付決定に関する書類（貸付条件、申込計画の概要、債務者の事業概要、その他貸付決定のため審議された事項を内容とするもの）
- 五 各現地法人の合計残高試算表
- 六 国際協力事業団の財務及び会計に関する省令（昭和49年外務省令第8号）第13条に規定する報告書
毎年4月分の合計残高試算表には、前項の書類のほか、当該事業年度の事業計画、予算及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。また、事業計画等に変更があった場合は、その関係書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

（合計残高試算表の証拠書類）

第3 合計残高試算表の証拠書類は、1件1,000万円を超える工事又は1件500万円を超える財産の購入その他の契約（貸付契約を除く。）に関する次の書類とする。

- 一 契約書及びその付属書類
- 二 予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類
- 三 入札又は見積り合わせに関する書類

（財務諸表及びその添付書類）

第4 国際協力事業団総裁は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を、次の書類を添えて、当該事業年度経過後4か月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

- 一 貸借対照表及び損益計算書の各科目の内訳説明書
- 二 滞貸調書（別紙第2号書式）
- 三 滞貸償却調書（別紙第3号書式）
- 四 移住地の造成及び分譲状況表（別紙第4号書式）
- 五 技術研修員受入等実績表（別紙第5号書式）
- 六 各現地法人の財務諸表
- 七 国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第28条第3項に規定する事業報告書及び決算報告書
- 八 国際協力事業団の財務及び会計に関する省令第10条第3項に規定する繰越計算書

76

なお、契約書を相手方に作成させるとき、過去においてその様式・記載方法などがそれぞれの会社によって異なり、事務処理上支障があったため、これを統一することとし、各取引会社には次のような指示書を送付している。契約書の作成は、これにもとづいて行うようにさせる。

(国協(無調)第7-72号。昭和55年7月30日)

○契約書様式の変更について

従来より売買及び運送契約時に取り交わしていた契約書について、今般下記のとおり変更し、8月1日より実施することとしますので、よろしくご協力をお願い致します。

記

1 様 式

- (1) 型はすべて従来通りB5版とし、図面等B5版以上のものはB5版に折り畳む。
- (2) 様式は売買契約書2種(一括納入、分割納入)運送契約書2種(空送・海送)の4様式とし契約の形態により選択する。
- (3) 用紙は事業団所定の用紙を使用のこと(一部は正本とし、事業団の保管に用い他はコピーで可)
なお、上述の用紙は三井ビル9階の財団法人国際協力サービス・センター(〒160 新宿区西新宿2-1, TEL 03-346-5894・5896)が取扱っています。
- (4) 表紙をつけ綴じ方は袋綴とする。
- (5) 記載にあたっては、タイプ、手書き、いづれでも可とする。
手書きの場合楷書とすること。
- (6) 押印箇所、収入印紙貼付位置、印紙金額については従来と同様とする。

2 内 容

- (1) 原則として字句の訂正は認めない。但し甲が認める場合(金額の訂正を除く)はこの限りでない。この場合の訂正方法は従来通りとする。
- (2) 契約内容による特記事項欄を設けたのでこの欄に据付専門家の派遣、保証期間、アフターサービス等について記載する。
- (3) 内訳書には納入条件を記載した付属書を添付のこと。
- (4) 件名については〇〇〇協力事業による〇〇〇機材とする。
(例) 産業開発協力事業によるタイ天然ゴム品質改善用機材

3 そ の 他

- (1) 契約書の作成部数は原則として5部とする。
- (2) 契約書の取り交わしは事業団より契約書案の提示の日から7日以内とする。

4. 翌年度にわたる契約(翌債について)

(1) 翌債の意義

予算は、全て単年度制であるため、供与機材の購送業務もこれを受けて 77
その年度に計画されたものは、特別に繰越しの承認を受けたもの以外は、

その年度内に実施を終らなければならない。売買契約の納期についてもこれが適用される。しかし、機材のうちには製作に長期間を要するものもあり、またメーカーの生産計画の都合などが理由で、機材課が購入準備を急ぎ、売買契約を早期に結んでも納品が翌年度になってしまうことがある。このように契約の履行が兩年度にわたるものを翌債（翌事業年度にわたり支出すべき債務の負担。「規程」第32条。）という。

（会計規程）

（支出予算の翌事業年度にわたる債務負担）

第32条 契約担当役又は分任契約担当役は、支出予算につき、予算の執行上止むを得ない理由により翌事業年度にわたり支出すべき債務の負担（以下「翌債」という。）をする必要があるときは、その理由及び金額を明らかにし、契約担当役にあつては総裁の、分任契約担当役にあつては主管の契約担当役の承認を受けなければならない。

（第2項以下略）

翌債は、支払いが翌年度となるため、その経費の金額を翌年度に繰越しておく必要があり、そのための予算措置をしなければならない。この予算繰越し措置に対する手続きは各関係事業部で行うが、機材課としては翌債によらなければ契約できないものがあるときは、関係事業部に連絡のうえ、その手続きを進めるよう依頼しておく必要がある。

(2) 契約締結の手続

78 翌債による契約のための事務手続きは、通常の場合と変わりなく、支出負担行為書により、契約金額の確認及び契約締結の承認を受けるのであるが、支出負担行為書には欄外に翌債分と表示する。支出負担行為額は翌債額であり予算の年度区分は当年度予算とするが、支払いは翌年度に、そのため繰越された予算が充てられる。

なお、売買契約で購入機材に当年度納入分と翌債分とがあるとき、支出負担行為書は上記同様作成し、支出負担行為額は契約金額（当年度分と翌債分との合計額）を記載する。この場合支払いは2回ないしそれ以上となるが、2回目あるいは3回目以降となる翌債分の支払いは支出依頼書の欄

外に翌債分と表示する。支出金額は翌債分の支払額であるが、このときの予算の年度区分は繰越予算となる。その他についての記載事項あるいは添付書類については通常の事務手続と同様であるため省略する。

Ⅵ 検 査

検査は、納品に先立ち、機材が品質、規格、性能、数量について契約したものと適合しているかどうか確認するための検査の実施である。検査は購送業務の中で、重要な役割を占めるものであり、これを行う職員は、総裁あるいは総裁の委任を受けた役員又は職員が任命することになっている。検査は、機材課及び関係事業部との共管となっていて（前述通達「技術研修員、専門家、調査団並びに移住者の援助及び指導に係る資機材の購送等に関する契約等の事務の所掌特例措置について」第3。8頁）、機材担当者も所掌する購送機材に対して検査職員となりこれに当るが、供与機材は品種の幅が広く、また研究あるいは指導用機材ということから専門的な知識を必要とすることもあり、検査実施前に機材の内容を資料によって調査し、理解しておかなければならない。

このほか、種類や数量の多い付属品・部品等の場合、検査時に該当しないものや欠品などがあることもあり、後に問題が起らぬよう、この実施には粗雑な取扱いは許されない。

検査の方法については規程及び契約細則に細かく定められているが、この規定を受けて供与機材に対するものとして次の通達「機材の検査実施要領について」（以下「検査実施要領」という。）が制定されており、以下この規定に沿って述べてゆくこととする。

（通 達）無調第46号、昭和55年11月14日

○機材の検査実施要領について

（総裁から関係各部長、
各国内支部長あて）

国際協力事業団が購送する調査用資機材、専門家の携行機材及び開発途上地域の政府に対する供与機材に関する検査業務は、別紙「機材の検査実施要領」により実施することとされたい。

機材の検査実施要領

(目的)

第1 この要領は、国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。）第55条並びに国際協力事業団契約事務取扱細則（昭和51年国協達第7号。以下「契約事務取扱細則」という。）第24条及び第25条に規定する検査のうち、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が購送する調査用機材、専門家の携行機材及び開発途上地域の政府に対する供与機材（以下「機材」という。）に関する検査の実施について必要な事項を定め、もって検査業務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(検査職員)

第2 検査は、「監督職員及び検査職員の任命について」（昭和55年通達（経）第32号）に基づき、任命された機材の検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）又は検査職員を補助する職員（以下「補助検査職員」という。）が行う。

(検査の実施方法)

第3 検査の実施は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検査は、契約担当役が契約の相手方に提出させる検査願書（様式第1号。当書図第Ⅲ-24）に基づき、契約担当役の指示により実施するものとする。
- (2) 検査は、原則として、機材製造工場において実施する。ただし、契約担当役が特別な理由により工場検査を実施することが困難と認める場合又は契約担当役が工場検査の必要がないと認める場合は、契約担当役の指定する場所において実施するものとする。
- (3) 検査職員又は補助検査職員は、検査を実施するときは、契約の相手方及び当該契約に係る機材の製作者側よりそれぞれ責任者（以下「立会責任者」という。）を立ち会わせるものとする。
- (4) 検査職員は、検査を行うときは、予め製作者に対して仕様書に示された性能試験（馴し運転又はそれに準じるものを含む。）を原則として終了しておくよう契約の相手方に指示するものとする。

(検査の内容及び記録)

第4 検査職員又は補助検査職員は、売買契約書、仕様書、試験成績書、図面その他関係書類（以下「仕様書等」という。）に基づき、その記載事項と相違ないかどうかを確認するため、原則として次の各号に掲げる検査を行い、その結果を立会検査記録（様式第2号。車両については、様式第3号。当書図第Ⅲ-25から26）に記載するものとする。この場合において、特

記すべき事項があるときは、その旨を併せて記載するものとする。

- (1) 機材本体及び付属装置の性能、品質、規格及び数量の検査
 - (2) 標準付属品、特別付属品及び予備部品の性能、品質、規格及び数量の検査
 - (3) 機材の英文品名、製造番号、製造年月、電源（電位相、電圧、電流）等の必要事項を明記した銘板の検査
 - (4) 輸出検査その他必要な検査終了の確認
 - (5) 機材の供与主体の明示（ラベルの貼付等）の確認
 - (6) 提出書類（同梱用及び事業団提出用）の内容及び部数の検査
 - (7) 梱包・船積条件（形態、ケースマーク、サイドマーク、ケース番号、納入年月日、納入場所等）の検査及び確認
- （検査の判定）

第5 検査の判定は、次に掲げるところによる。

- (1) 検査職員又は補助検査職員は、検査の結果、検査対象の機材が仕様書等の記載事項と合致していると認めた場合は、当該機材を合格とし、機材が仕様書等の記載事項と合致しないと認めた場合は、不合格とするものとする。ただし、当該機材の品質、性能等が仕様書等の定める基準を超えるものであり、かつ、使用目的上支障のないものであると認めた場合は、その機材を合格とすることができる。
 - (2) 検査職員又は補助検査職員は、検査の結果、合否の判定が困難な場合は、契約担当役の指示を受けるものとする。
- （検査結果の通告及び報告）

第6 検査を完了したときは、次の各号に定めるところにより、その判定結果を通告し、又は報告するものとする。

- (1) 検査職員又は補助検査職員は、当該検査の結果を記載した立会検査記録を立会責任者に示し、その内容について確認せしめ、同人の自署又は検印を取り付け、その立会検査記録の写しをもって同人に通知するものとする。この場合、その結果が不合格であるときは、不合格と認める箇所その他必要な事項を立会検査記録に明記しなければならない。
- (2) 補助検査職員は、立会責任者の自署又は検印を取り付けた立会検査記録を検査職員に速やかに提出するものとする。
- (3) 補助検査職員は、検査結果が不合格の場合であって、当該機材に係る数量不足その他瑕疵について契約の相手方に補完、修補、代替等の方法による是正を求める余地があると認められるときは、不合格と認める箇所について次に掲げる事項を明記し、前号により提出する立会検査記録に併せて検査職員に報告するものとする。
 - イ 不合格と認める箇所
 - ロ 不合格箇所の補完、修補、代替等に要する期間

ハ その他の参考事項

(不合格の場合の処置)

第7 検査の結果、不合格となった場合の処置については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検査職員は、当該機材に係る数量不足その他瑕疵について契約の相手方に補完、修補、代替等の方法による是正を求める余地があると認めた場合は、是正に必要な措置を指示する期間内に講ずるよう文書で要求するものとする。
- (2) 検査職員又は補助検査職員は、前号により契約の相手方に不合格箇所の是正を求めた場合においては、この通達の規定するところに基づき、改めて検査を行うものとする。

(立会検査記録の保管)

第8 立会検査記録は、契約事務取扱細則第25条の規定に基づき作成される検査調書の資料として保管するものとする。

様式第2号

立会検査記録 (一般)

/6

件名： _____

検査年月日	年 月 日	検査場所	納入者会社名		
検査品目					
数 量					
銘 板	型 式				
	製 造 番 号				
	製 造 年 月				
	電 源	V(トランス) の有無			
		Hz			
	プラグの型				
特 別 仕 様					
品 質 ・ 性 能					
特 記 事 項 (梱包方法等)					
同梱及び提出資料	カタログ (英, , 和文)				
	取扱説明書 (英, , 和文)				
	パーツリスト (英, , 和文)				
	試験成績書 (英, , 和文)				
	図面その他				
搬入予定日					
搬入場所					
ケース数/ケースナンバー					
検査所見					
立会者氏名 (自署又は検印)	納 入 者		製 作 者		

JICA検査職員名

①

様式第3号

立会検査記録 (車両)

件名: _____

検査年月日	検査場所		納入者会社名
検査品目	確認 ↓		検査内容 1. 左の確認 2. 品質 3. 規格 4. 性能 5. 数量 6. 走行km 7. 梱包 8. マーキング 9. 輸送順序確認 10. その他
型式	人乗		
フレーム名			
エンジン名			
キー名&個数	うち 個持ち帰り		
特別仕様			
予備タイヤ	本	カラー	
ハンドル	右 左	文字 (ペインティング) 有 無	
盗難防止用の処置を講ずる (予備タイヤ、バックミラー)	未 済		
梱包がJIS規格による輸出梱包 密閉木箱 (極力まとめて梱包する)	梱包数	ヶ	
〈提出資料〉	同 梱 用	JICA提出用	検査所見
カタログ (英, __, 和文)			
パーツブック (英, __, 和文)			
オーナーズマニュアル (英, __, 和文)			
リペアシヤーン (英, __, 和文)			
リペアエンジン (英, __, 和文)			
試験成績書 (英, __, 和文)			
〈搬入予定日〉	〈搬入場所〉	〈船積予定日〉	
〈備 考〉			
立会者氏名 (白署又は検印)	納 入 者		製 作 者

JICA検査職員名

②

なお、検査には機材の品質、規格、数量等に対し行う製品検査と、これが完了し納品に際し行う梱包及びマーキングに対する検査とがあるが、検査時期の相異から、ここでは前者のみを対象とすることとし、後者については後述「納品」の項に含むことにする。

1. 検査職員

- 80 検査職員は、その職務の重要性から任命によって定められるが、任命手続は簡略化されていて、購入契約のときの前述契約締結の伺（支出負担行為書の付属書）に検査職員とする者の職氏名を明記し、決裁されたとき任命されたものとみなすことになっている（下記通達「監督職員及び検査職員の任命について」）。また、機材の検査は、その製作場所等まで出張して行うことになるが、このための出張を命ぜられたとき、その出張者が検査職員に任命されたこととみなされる。このほか、検査には補助検査職員による制度（「国内支部における機材の検査業務について」通達（無調）第47号。昭和55年11月14日。下記）があるが、これは検査場所が事業団の国内支部の近くにあり、また、検査業務が同「通達」第1に定める委任の状件に該当するとき必要に応じ、この国内支部の職員に正規検査職員に代って検査を依頼することであり、依頼した職員を補助検査職員という。国内支部長に対する調達部長からの検査依頼書（同「通達」様式第1号。図第Ⅲ-27）にもとづき任命が行われる。）

(通 達) 経第 3 2 号。昭和 5 5 年 6 月 1 7 日

○監督職員及び検査職員の任命について

(総裁から関係部・室・事務)
(局長、関係機関の長あて)

国際協力事業団会計規程(昭和 5 0 年規程第 1 1 号)第 5 5 条の規定に基づき、監督職員及び検査職員の任命については、下記のとおりとするので知ありたい。

なお、「検査職員の任命について」(昭和 5 2 年通達(経)第 1 5 号)は廃止する。

記

第 1 会計規程第 5 5 条第 1 項及び第 2 項の規定(下記)により、契約担当役が補助者に命じて監督及び検査を行わせる場合の任命手続きは次のとおりとする。

- (1) 契約担当業務を担当する部(契約担当役の補助業務を分担している部を含む。)が契約締結伺いの決裁に、監督職員及び検査職員の職氏名を明記することによって行い、決裁を得た時をもって監督職員及び検査職員に任命されたものとみなす。ただし、契約締結伺いの決裁の段階では、監督職員及び検査職員が決められない場合又は決裁後において任命された職員を他の職員に変更する場合には、別途決裁をとるものとする。

なお、機材調達に係る検査職員の任命については、検査のための出張を命ぜられたときに、検査職員の任命がなされたものとみなす。

第 2 会計規程第 5 5 条第 4 項の規定により、総裁が契約担当役及びその補助者以外の職員に命じて監督及び検査を行わせる場合は次のとおりとし、その手続きについては別に定めるところによる。

- (1) 当該契約の監督及び検査に必要となる知識又は技能が、当該契約担当役及びその補助者のもとには十分でないなどの理由により当該契約担当役及びその補助者以外の職員に監督及び検査を行わせることが適当であると判断したとき。
- (2) 契約の履行場所が遠隔地で履行場所の近隣に事業団の機関がある場合において、総裁が当該機関に当該契約の監督及び検査に関する知識又は、技能が存すると認め、かつ、当該契約の監督及び検査を行わせることが適当であると判断したとき。この場合において総裁は当該機関の長に監督及び検査職員の任命を委任することができるものとする。

第 3 契約担当役は、会計規程第 5 5 条第 5 項の規定により、特に専門的な知識又は技能が十分でないなどの理由により職員によって、監督及び検査を行うことが困難であり、又は適当でない認められる場合においては、職員以外の者に委託して当該

監督及び検査を行わせることができるものとする。

第4 会計役の契約にかかわる監督及び検査についても会計規程第10条第9項の規定に基づき、会計規程第55条を準用するが、この場合は原則として会計役自ら監督及び検査を行うことになる。なお、前2項は会計役の場合も準用する。

参 考

(会 計 規 程)

(監 督 及 び 検 査)

- 第55条 契約担当役は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。
- 2 契約担当役は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じてその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な検査をしなければならない。
 - 3 契約担当役は、契約の性質又は内容により特に必要がないと認めるときは、第1項の監督又は第2項の検査の一部を省略することができる。
 - 4 総裁は、特に必要があるときは別に定めるところにより第1項の監督及び第2項の検査を当該契約に係る契約担当役及びその補助者以外の職員に行わせることができる。
 - 5 契約担当役は、特に必要があるときは職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行わせることができる。
 - 6 前各項に関し必要な事項は別に定める。

(通 達) 無調第47号。昭和55年11月14日

国内支部における機材の検査業務について

(総裁から関係各部長、
各国内支部長あて)

「監督職員及び検査職員の任命について」(昭和55年通達(経)第32号。以下「通達」という。)の第2項の規定に基づき、国内支部が機材の検査業務の一部を行う場合の取扱いについては、下記によるものとする。

記

(検査業務の委任)

第1 契約担当役は、次の各号の一に該当し、かつ、必要と認める場合は、機材の調達を担当する部長(以下「担当部長」という。)をして国内支部長に対し検査依頼書(様式第1号。当書図第Ⅲ-27)をもって機材の検査業務を行わせることができる。

- (1) 機材が標準かつ規格品であるとき。
- (2) 単純製品で、かつ、法令に基づく検査又はこれに準ずる検査を受けたものであるとき。
- (3) 納入実績の多いものであるとき。
- (4) 検査業務を行わせることが適当であるとき。

(補助検査職員の任命等)

第2 機材の検査業務を実施するときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国内支部長は、通達第2項第2号の規定による総裁の委任に基づき、「機材の検査実施要領について」(昭和55年通達(無調)第46号。以下「実施要領」という。)に定める補助検査職員を任命するものとする。
- (2) 国内支部長は、任命した補助検査職員を指導・監督し、検査の円滑な実施に努めるものとする。

(検査の実施)

第3 補助検査職員は、検査依頼書の記載事項に基づき、契約の相手方と連絡を行い、実施要領により検査を実施するものとする。

(疑義の取扱い)

第4 補助検査職員は、検査の結果、合否の判定が困難な場合は、所属の支部長に報告するものとし、支部長は、その旨を担当部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(検査報告)

第5 補助検査職員は、検査が完了したときは、その検査結果を所属の支部長に報告するものとし、支部長は、検査報告書(様式第2号。当書図第Ⅲ-28)を担当部長に提出するものとする。

国内支部に対する機材検査業務の取扱方針

57. 4. 15
調 達 部

<p>1. 検収を依頼する 機材の内容</p>	<p>1. 標準かつ規格品であるとき。 2. 単純製品で法令に基づく検査又は、これに準ずる検査を受けたもの。 3. 納入実績の多いもの。 4. 検査業務を行わせることが適当であるとき。</p>
<p>2. 検収依頼する 地域の範囲</p>	<p>1. 支部管内（関東支部を除く） 北海道支部 北海道 東北支部 青森県，岩手県，宮城県，秋田県， 山形県，福島県 中部支部 富山県，石川県，福井県，岐阜県， 愛知県，三重県 関西支部 滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県， 奈良県，和歌山県 中国支部 鳥取県，島根県，岡山県，広島県， 山口県， 九州支部 福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県， 大分県，宮崎県，鹿児島県 沖縄支部 沖縄県</p>
<p>3. 特別措置</p>	<p>1. 担当職員が，初めての機材は支部職員と合同で検査に当る。 2. 支部が業務上，支障あるときは本部で検査を行う。 3. 指定機材以外の場合も，支部に業務上，支障のないときは，検査業務習熟の機会として合同で検査を行うことも配慮する。</p>

機材検査依頼書

昭和 年 月 日

支部長 殿

部長

(担当: _____ 課 _____ TEL 346- _____)

下記機材の検査を依頼する。

記

件名			
契約会社名			
同上 担当者・TEL			
機材名	検査予定		検査場所・製作者側担当者・TEL
	月日	時	
Shipping Mark	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>Case Mark (黒字)</p> <div style="text-align: center;">  <p>J I C A</p> </div> <p>C/No. _____</p> <p>⑤ MADE IN JAPAN</p> <p>⑥ FABRICADO EN JAPON</p> <p>⑦ FABRIQUE AU JAPON</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>Side Mark (赤字)</p> <p>⑧ TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN</p> <p>⑨ COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON</p> <p>⑩ COOPERATION TECHNIQUE LE GOUVERNEMENT DU JAPON</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>(⑤, ⑥, ⑦ いずれかに○印をつける)</p> </div> </div>		

特記事項

- 添付物: (1) 契約書 部 (5) _____ 部
 (2) 内訳書 部 (6) _____ 部
 (3) 見積書 部 (7) _____ 部
 (4) _____ 部 (8) _____ 部

機 材 検 査 報 告 書

昭和 年 月 日

部長 殿

支部長

㊦

下記のとおり機材検査を完了したので報告する。

記

1. 補助検査職員名
2. 件 名
3. 機 材 名 (検査実施月日、場所)
4. 報 告 事 項 (面接者の氏名、役職、内容、特記事項等)

5. 添 付 物

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 立会検査記録簿 (一般) | 部 |
| (2) " (車輛) | 部 |
| (3) _____ | 部 |
| (4) _____ | 部 |
| (5) _____ | 部 |

2. 検査の実施

(1) 検査願書

納期が近づくと契約先から検査する機材、日時、場所等を記載した検査願書（上記「検査実施要領」様式第1号。図第Ⅲ-24）を提出させる。81
機材の種類も少なく、検査場所が限られているときはよいが、供与機材では、この反対のことが多く一つのプロジェクトの検査を終了するのに数週間にわたることもある。機材課担当者は、プロジェクトをいくつか抱え込んでいるので、時期によっては検査が輻輳するうえ、また検査場所によっては、出張手続をしなければならないこともあり、検査願書はなるべく早めに取寄せることである。

(2) 検査の立会

検査は、原則として機材の製造工場で行うことになっている。しかし、82
カメラ、家電製品、事務用品などのように規格が統一され量産されているものは、メーカーの社内検査も整備されていることでもあり、作動させる必要ないと考えられるときは、その製品保管場所あるいは販売先などで検査することもある。

検査するときは、契約の相手及び製作者側からそれぞれ立会責任者を出席させる。性能試験には実際の操作運転が必要であるし、品質検査では破壊分解することもある。また、前もって完了してある試験成績書の報告も受けなければならない。このほか検査に合格したときはよいが、仕様に合わないものがあつたときは、同等品の納入あるいは修理させるなど指示しなければならないこともあり、このようなときは納期の問題にもかかわるため製作者側の立会はぜひ必要である。ただ、このような指示は必ず同時立会者である契約の相手を通じて行うことである。

(3) 検査の内容

検査をするときは、機材の内訳書、あらかじめ提出のあつた図面及び試験成績書カタログ等を検査資料として携行するが、このほか“立合検査記録”（上記「検査実施要領」様式第2号及び第3号。図第Ⅲ-25及び26）83
の用紙及び“供与主体明示のラベル”（後述）も必要枚数を用意する。検

査内容は、検査実施要領第4に原則として行わねばならない事項について明記してあり、また立会検査記録（後述「検査の結果」の項参照。）にも検査事項が示されている。これらにもとづいて、できるだけ見落としのないよう検査するが、反面機材のうちには、メーカーにおける工程管理、品質及び製品検査が十分信頼できるものもあり、このようなときは、差支えないとする場合、メーカーの社内検査の結果をもって検査実施に替えることもある。検査実施要領に記載されている検査内容については、特別な説明は要しないと思うが、このうち(4)の輸出検査等及び(5)の供与主体の明示のように、前に記述を省略したものなどがあるため、これらについての内容説明及びその他検査時の注意事項について以下記しておくこととする。

(イ) 輸出検査等

84

輸出検査及びその他必要な検査（所定の“契約書”における第2条第2項又は第3項の輸出検査及び国営検査。ともに同じ。）とあるが、このうち輸出検査とは輸出検査法の規定にもとづくもので、これに指定された品目は、指定の検査所等で品質、製造あるいは包装の検査を受けなければ輸出できないことになっている。輸出品の声価の維持・向上を目的としているが、品質検査の指定品目は工具類、測量機器、カメラ、顕微鏡、音響機器、エンジン、ゴム・ガラス製品、自動車等部品、繊維製品その他百数十品目にわたっている。品目に応じて指定された検査機関（工業品検査所、繊維製品検査所等の政府機関及び指定された民間検査機関）の検査を受けるよう定められている。製造検査は船舶（船長50メートル未満、推進機関内装のもの）に対し、また包装検査は絹織物等の繊維製品に対し行われる。指定されたものでも輸出目的（見本品あるいは少額のもの）あるいは数量によっては検査の必要のないものもあり、また現在わが国の全般的な製品の品質向上によって対象から削除されているものもあるが、これらについてはメーカーの方で十分了承しておりまた検査の手続にも馴れている。メーカーと直接契約する場合でも、また指名商社を契約の相手とするときでも、この検査を受けていなかったため輸出できなかったなどのことが起らぬよう事前に十分注意しておく

ことである。事業団の機材検査のときにおけるこの検査証の確認もまた必要条件である。

その他必要な検査とは、特に明記するものは見当たらないが、しいていえば火薬類、高圧ガス、腐蝕性物質、その他の危険物（後述）がこれに当るのではなかろうか。これらを輸出するときは船積港所轄の海運局長の許可が必要である。

(四) 供与主体の明示

機材が我が国から供与されたものであることの表示であり、上記検査を終了したときに機材に対し用意した規定のラベルを貼付するか、あるいは他の銘板又はペンキ書によってこれを表示することになっている。（前述通達「供与主体の明示」参照。24頁）。表示内容は英語、西語、仏語の3通りを作成していて、ラベルの寸法は、車両用を含め貼付する機材の大小に応じ5種定められており、機材課で作成用意している。また銘板又はペンキ書による表示は車両・トラクター等の大型機材の場合であり、この時の寸法はJIS Z-8304（銘板の作成基準）にもとづいて任意定めることができる。

表示は、検査職員が行い1機材当り1カ所ないし数カ所にするが、消耗品やいちじるしく小型なもの、またこわれ易いものなどにはこの表示は省略できる。

(六) 提出書類

カタログ、取扱説明書等の購送請求書付属書（又は契約書の付属書）に指定されているものが用意されているかどうかの検査である。メーカー直接契約で規模の大きい会社を相手とする場合には、大体指定どおりのものが揃えられるが、入札によっての指名商社を契約相手とするときなどは、納品者の中に小規模のメーカーが含まれることもあり、機材課で希望するものに、殊に現地語によるものなどがあつた場合全ての書類を準備できない会社もある。この問題については、最初メーカーから見積書を取付ける段階でわかることであり、事前に関係事業部と打合せ、その処置について考えておく必要がある。

(二) その他

87 機材のうちには、輸出物品として物品税免税の取扱いを受けるものがあるが、購入機材にこのようなものがあるときは、契約時にメーカーに前もって税務署に対する免税申請を済ませておくよう指示してある（前述「契約書の内容」の特記事項の（注）参照 99 頁）ので、これについての確認もする。確認は口答で差支えない。

(4) 検査の結果

88 検査機材が契約の仕様を充たし合格したときはよいが、不合格の場合もでてくる。合格、不合格にかかわらず、立会検査記録に検査の結果を事項ごとに記載（不合格の場合はその箇所を明示）し、契約相手及び製作者側の立会責任者とともにこれに確認の押印をしたうえ、写を 1 部検査結果の通知書としてそれぞれの立会責任者に渡しておく。

不合格の場合は、修理・改修をさせることになるが、これは文書によって指示することになる（「検査実施要領」第 7 第 1 号）。この文書は検査職員名で作成するが、指示内容が簡単なときは、立会検査記録の余白に該当機材名、修理あるいは改修すべき期間を記入して指示書としても差支えない。

なお、不合格の場合は、次の二つのケースが考えられる。不合格品に同当品の在庫があって直ちに再検査が可能であり、また同等品がなくても修理・改修が簡単であり、再検査の時間を含め契約納期に十分間に合う場合と、代替品もなく、修理・改修に時間を要して納期に間に合わない場合である。前者については再検査を行い同じ手続きを繰返せばよいが、後者については面倒である。納期遅延による契約上の延滞違約金も徴収しなければならないし、殊に年度末の場合、これは予算執行にも影響してくる。違約金を徴収するときの事務手続については後述「代金の支払」の項を参照のこと。検査機材が契約の内容と相違しても特に差支えないと認める場合、合格品と見做すことができることがある（「検査実施要領」第 5 第 1 号ただし書）。その機材の品質、性能が契約に定めるものと同一あるいはそれより基準が高く、使用目的に支障ないと認められるときに限られるが、こ

れについては同品を現地に送っても差支えないかどうか仕様等について関係事業部との事前の打合せが必要である。

立会検査記録の用紙は、一般機材用と車両用の2種（「検査実施要領」様式第2号及び第3号。図第Ⅲ-25及び26）がある。いずれもそれぞれに応じ必要とする検査事項を掲げているが、検査する機種によっては補足する事項もあるし、省略するものもある。

なお、車両関係の立会検査記録であるが、検査事項に車両“KEY NO.及び個数”とある。このうちの個数は、機材課で特別指定する場合は別として、メーカーによって2個又は3個のときがある。建設車両の場合は通常2個である。1個は船長託送として車両に付属させ、他の1個あるいは2個は持帰り、関係事業部から仕向先に直送する。

(5) 検査調書

検査調書（図第Ⅲ-29）は立会検査記録にもとづいて、検査職員が作成する。89
規程では、代価が60万円未満の場合、検査調書の作成は必要ない（「規程」第5.6条第1項。下記）とし、また随意契約によるもので、160万円を超えない物品の購入等については、納品書に検収印を押捺して検査調書に替えることができる（「契約細則」第2.5条第3項。下記）としている。供与機材には契約金額が60万円未満のことはあまりないが、160万円を超えない契約は多くみられる。即ち消耗機材や車両などを購入する場合がこの例に該当する。そのため、機材課では、供与機材の事業の性質上、購送業務の実施については、なるべく確実な手続きを経ておくこととし、たとえ契約額が160万円を超えない場合でも、60万円以上のものについては全て検査調書を作成している。検査調書は、契約が分割納入契約であるときは、分割納入分についても、そのつど作成が必要である（同条第2項）。

なお、国内支部の検査補助職員に検査を依頼した場合、検査後“機材検査報告書”（図第Ⅲ-28）が提出されてくるので、これにより検査調書を作成する。

(会計規程)

(検査調書の作成)

- 第56条 契約担当役、契約担当役から検査を命ぜられた補助者及び総裁から検査を命ぜられた職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、契約金額が600,000円を超えない契約に係る検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）についてはこの限りではない。
- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができない。

(契約細則)

(検査調書の作成)

- 第25条 検査職員が、検査を完了したときは、検査調書（様式第3号。当書図第Ⅲ-29）を作成し、契約担当役に提出しなければならない。
- 2 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において既済部分の検査を行うときは、必要書類を提出させて検査し、確認しなければならない。この場合における検査調書には、既済部分を明確にし、部分払いの限度を記載しなければならない。
- 3 規程第49条第1項第5号の規定による印刷又は物品等の購入については、納品確認後、納品書に検査職員の検収印を押印し、受領したことを明らかにすることによって検査調書に代えることができる。

(参 考)

○ 監督・検査の省略

「官公庁契約実務便覧」(高柳岸夫・村井久美共著)より抜粋

会計法第29条の11第3項は、「契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより〔会計法第29条の11〕第1項の監督又は前項〔第2項〕の検査の一部を省略することができる。」と規定している。

請負契約あるいは物件の買入の契約による給付の完了後相当の期間内に事故が発生したときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約について簡略化を図るため、監督・検査の一部の省略が認められるという規定である。

監督及び検査の実施は、すでに述べたとおり、必要な範囲において行なわなければならないが、今日の一般の取引においては、たとえば、時計、電気器具、カメラ、各種事務用機械等のごとく、給付の後一定期間の保証付売買が行なわれているのが実情である。これは、それぞれのメーカーが完全な品質管理のもとに製造して、そして社内検査について自信もっているから、製品に責任がもてるわけであろう。さらに加えて、市場におけるその名声、信用の維持のため、その商品本来の品質を欠き、性能の低下があり、また、破損したものがあるときは、一定期間は無条件に取替え、補修その他の措置をする旨の特約、すなわちいわゆる保証がなされている。国の場合も、このような場合その社内検査を信頼し、これを利用してこうとする考え方に基づいている。会計法第29条の11第3項においては、右の考え方のもとに、監督又は検査を、政令の定めるところにより省略できることとしているが、予令第101条の5においては、「特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち大蔵大臣の定める物件の買入に係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。」として、その範囲を限定している。そして、大蔵大臣の定める物件とは、契約事務取扱規則第21条で「買入に係る単価が20万円に満たないもの」とされている。つまり、現行においては、買入に係る契約であって単価が20万円未満のものについては、数量検査以外の検査について省略できるのである。

〔監督の省略の可否〕

監督についての省略は法律(会計法)には規定があるが、政令にその定めがないので、現在では全然認められていない。これは、監督は請負契約に必要なものであり、その重要な点について立ち会い、指示等が必要であって現在のところ省略できる余地が考えられないからである。したがって、請負工事は、たとえ少額のものでも、監督は必要である。

昭和 年 月 日

契約担当役

殿

検査職員
所属氏名

④

検査調書

下記について調査した結果、契約書及び仕様書並びに設計書に基づいて履行されたものであることを確認します。

記

検査件名			
契約金額	円(数量 単価)		
契約の相手方			
納入渡場所			
契約期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日		
納入渡を受けた日	昭和 年 月 日		
調査年月日	昭和 年 月 日		
検査立会人	監督職員	契約の相手方	
	契約担当職員		
既済納年月日	昭和 年 月 日		
部分払の限度額			
備考			

- (注) 1. 本調書は、契約の種類に応じ該当欄を記載し作成すること。
 2. 既済、既納年月日欄及び部分払の限度額欄については、給付の完了前に代価の一部を支払う必要のある契約に係るものの検査についてのみ記載すること。
 3. 備考欄には、出来栄え、その他検査職員が当該検査に対する所見を記載すること。

Ⅶ 納 入

機材の検査が終了すると納品である。しかし、この間にもう一つの検査が入る。梱包及びマーキングの検査であり、業務の内容からいえば、前項の「検査」に含むべき性質のものである。しかし、供与機材の場合は、契約相手を指名商社とするときなど、機材の検査が大小多くのメーカーを対象とし、各地で広域にわたって行われるため、それぞれの製品検査に引続き、その後の梱包検査等の検査まで行う時間的余裕がない場合がある。また、輸送に当りパッキング・リスト（後述）を作成するに必要なケース・ナンバーが、これら各メーカーから搬入されたものをまとめて通し番号とするため、梱包・マーキングの検査は、機材が全て指定の場所に集荷された段階で行うことが多い。このようなことから梱包・マーキングの検査は、業務の時間的推移からみてこの項に含み記すこととした。

1. 搬 入

納入は、機材課の指定する日に、船積港あるいはその近くの指定倉庫に搬入して行われる。指定倉庫は船積港における場合は海貨業者の倉庫であるが、その他の場合は通常輸送を担当する運送業者の倉庫となる。海貨業者倉庫の場合、これは保税地域になっている。そのため搬入日は運送業者とも打合せて搬入後の蔵置期間が余り長くないよう取計らわなければならない。

搬入後、梱包等の検査もしなければならないこともあるし、本船への船積みまでには日本海事検定協会の検量、税関の検査、荷役作業などが必要であるが（これには通常数日で終了する。）、この日数を含め搬入日を定めておくことである。海貨業者の倉庫の使用は15日までは無料で取扱ってくれるが、それを超えると保管料を支払わなければならない（事業団では特別な場合を除き保管料の支払は許されない。）。このほか通関上保税地域に貨物を蔵置できる期間は1カ月以内であり、また、海上保険契約でも、機材課では付保期間について保険会社と特別約款を結んでいるが、これには積出港における機材の保管期間は1カ月を超えないことが条件となっている。仕向港によっては船便が少なく1月1便というところもあり、予定している船を逃がすと蔵置期間が長くなることもあり、この場合、通関規則にもまた保険契約の条

件にも差し障わりが生じてくる。搬入日の指定は納期ともからめ注意する必要がある。

2. 梱包及びマーキングの検査

(1) 梱包検査

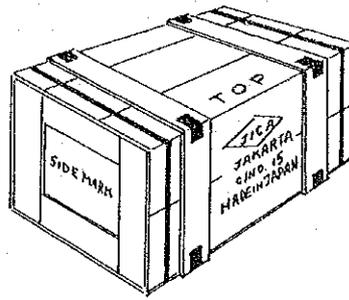
92

梱包検査は、通常機材が梱包されるときに、機材個々の包装、防水防湿及び緩衝のための内装、また外装である木箱の材質、留め金などについて検査する。また時間的余裕がないときは梱包後に検査することもあるが、この場合はサンプリング・チェックにより適当なものを選んで開梱させ、使用材料や梱包方法を検査する。輸送途上における機材の損傷が荷造不完全のため生じた場合は、船会社もまた保険会社でも賠償あるいは補償の責任を負わないことがあるので検査は厳重に行う必要がある。

梱包には次の条件を充すことが必要とされ、検査もこの条件に沿って行ってゆく。

- (イ) 輸送条件に適應する堅牢な包装であること。
- (ロ) 取扱上便利な重量、容積、形状であること。
- (ハ) 各個の重量、容積を平均化し、内容品を動揺しないようにすること。
- (ニ) 荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
- (ホ) 仕向地及び経路の氣候、風土に適すること。
- (ヘ) その他

供与機材の梱包は、海上輸送の場合木箱密閉によることになっており、見積書を取付けるときも、JISにおけるZ-1402に定める規格以上のものと指定している。JIS Z-1402の規格とは、輸出包装用の木箱について定めるもので、形からいうと内容品重量は1400 Kg以下、木箱外法は、長さ600 cm、巾150 cm、高さ150 cm以下であり、かつ、この3辺の合計が700 cm以下のものとされている。そして、これに対する梱包方法及び使用される材料材質について規定している。これには密閉とすかしの2種の梱包があるが、密閉梱包の場合の外観は下図(図第Ⅲ-30)のとおりである。



木箱密閉によるほか、機材によっては建設材料の鉄骨のように、梱包は帯鉄、針金などで数カ所を押え四散しないようにしておくだけのこともある。これはよいとして、農薬・肥料などの場合、メーカーによってはビニールバッグだけで、そのほかは必要ないといってくるところもある。しかし、バッグだけでは港湾におけるクレーンの積揚・積降時の衝撃に、また荷役中の手鉤などの損傷も考えられるので、農薬等の場合は、バッグをさらにすかしの木箱で被うなど、メーカーに指示してできる限り輸送中の損害を防ぐよう配慮することが大切である。また自動車やブルドーザー等の建設車両は、ほとんど裸積みされるが、自動車のバック・ミラー、タイヤ、また建設車両の付属品及び部品は、途中の盗難紛失が多く聞かれるので、取外して車内に固定するとか、鍵のかかる箱に入れるかして、このような事故を防ぐようにする。

空送の場合の梱包は、木箱では重量・容積が高み輸送費も高額となる。また、荷揚げ、荷卸しの作業も、海送の場合に較べ取扱いがそれほど酷くない。そのため精密機器のように特別な配慮を必要とするもの以外は、外装はダブルカートンによっているが、これも JIS の規定 Z-1506～8 に準じ行うよう指示し、これにもとづいて検査する。

(2) マーキング検査

ケースのマーキングは、運送の便宜上他の貨物との区別を明瞭にさせる 93
目印ともなり、また貨物を船積書類と照合する際の、荷さばきの便宜に役立つものである。供与機材のマーキングは仕様書に指示されているとお

りであるが、この各マークの名称及びその表示位置等を例をもって示せば次のとおりである。

(マーキング)	(名 称)	(表示位置及び色)
(イ) 	主マーク (MAIN MARK)	両側面中央、黒色
(ロ) CTRL ISLAMABAD VIA KARACHI	仕向地マーク (DESTINATION MARK /PORT MARK)	" "
(ハ) C/NO. 1~	梱包番号 (PACKING NO.)	" "
(ニ) MADE IN JAPAN	原産地マーク (COUNTRY OF ORIGIN)	" "
(ホ) ㊦ TECHNICAL COO PERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN	サイド・マーク	
㊧ COOPERACION TE- CNICA POR EL GO BIERNO DEL JA- PON		
㊨ COOPERATION TE CHNIQUE LE GOU VERNEMENT DU JAPON		

このほか、事業団では使用していないが、包装を解かなくても内容品がわかるようにしておく副マーク（メインマークの傍に、パッキング・リストに付した同じ略号を記す。SUB/COUNTER MARK）、大型貨物に適宜付ける重量、体積マーク及び荷役あるいは保管中の取扱いに対する注意マーク（CAUTION/CARE MARK）があるが、これらについては市中においてもよく見られるものであるため省略する。

マーキング検査で見出される間違いは、誤字やケース・ナンバーに多い。最近では事業団専用のマークの版型を作成常備しておく会社もあり、誤字は

少なくなったが、ケース・ナンバーは、そのつど変るものであり、機材の種類が多く、メーカーが各地に散在するときは、梱包数も増え、積出港も数カ所となり間違いが起りやすい。また、このほか表示が不明確なこともあるが、これは後にトラブルの原因ともなるので、必ず訂正明確にしておくことが肝要である。

(3) 検査報告

梱包・マーキングの検査は、機材検査の場合と全く同様、前述「検査実施要領」(117頁)の規定にもとづいて行うもので、立会責任者との実施、検査結果の通知及び報告、また不合格があった場合の処置も立会検査記録をもって手続を進めてゆく。

3. 納品

梱包・マーキングの検査を終え機材が指定場所に搬入されたとき(梱包等の検査が指定搬入場所で行われたときはそのとき)は納品の完了である。契約の相手から売買代金の請求書及び納品書を提出させ、次の代金の支払いの手続きをする。

Ⅷ 代金の支払い

1. 支払手続

支払手続きは、支出依頼書を作成し、これに必要な書類を添付して会計課に回付するのであるが、納品方法の相違その他延滞違約金の徴収がある場合などにより、次のように書類を作成する。

(1) 納品が一括で行われたとき。

前述契約締結伺いのときに起案し、決裁された支出負担行為書の下欄「支出依頼書」に必要事項を記載のうえ、次の書類を添付して会計課に支払を依頼する(下記通達「支出負担行為書及び支出依頼書等の回付及び記載方法について」)。

(添付書類)

(イ) 請求書

請求者の会社名、氏名及び押印(契約したときの使用印)の確認、請

求金額及びその内訳額と契約額との照合、また計算に誤りはないかの検査をする。なお、事業団の支払いは全て銀行振込によっているので、請求書には支払先（振込銀行名）を明示させる。

(ロ) 納品書

品目、仕様、数量について契約の内訳書と照合する。また、納品するとき、搬入が指定倉庫である場合、その倉庫業者から必要に応じ貨物入庫証明書を取付ける。これは支払依頼書に必ずしも添付を要するものではないが、納品確認の意味で取付け保管する。

(ハ) 検査調書

前述「検査」の項における検査調書（図第Ⅲ－２９）。

(2) 納品が分割で行われたとき。

98

第1回納入分に対する支払は、上記(1)の支出負担行為書の下欄「支払依頼書」に納入分の金額その他必要事項を記載して支払手続きをするが、第2回目からは別様式の「支出依頼書」（支出が2回以上にわたる場合の様式。図第Ⅲ－31）をもってこの手続きをする。この場合の支出依頼書には、件名欄その他判りやすいところに、何回目の支出依頼であるかを明示し、最終回のときはその旨を記載する。添付書類は納入分ごとの請求書、納品書、検査調書のほか、請求者から納品に先立ち提出させておいた分割納入申請書（図第Ⅲ－32）を加える。

(3) 延滞違約金の徴収があるとき

99

納期遅延による延滞違約金は、延滞機材が納入され、その支払のときに同時徴収する。そのため徴収分の収入依頼書（様式は図Ⅲ－31の支出依頼書に同じ。）と納入代金分の支出依頼書を作成しなければならない。会計課では勘定科目の整理はそれぞれ別に行うが、実際上の支払方法としては双方の金額を相殺した額を支払うため、支出依頼書の方の摘要欄には、差引支払額の計算を記載しておく。収入依頼書の収入科目は「雑収入」とし、備考欄には違約金の算出法（記載例図第Ⅲ－31－イ）を記載する。添付書類は、支出依頼書にのみ上記支払いの場合と同じ、請求書、納品書及び検査調書を添付する。

至 急		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 収入 依頼書 No. </div>		
件名 専門家派遣事業による○○○国派遣 ××専門家 携行持込 車輦2台の納期遅延による違約金の徴収について				
出納命令 殿				
上記について下記金額の(収入)・支出を依頼いたします。				
主管部(室)長	合 議	主管課(室)長	係	起案者 綱連 部(室)持込才1課(室) (内線 番) 0000 ㊟
(収入)・支出金額		(収入)・支出内容		
26,560 円		延滞違約金 (4/1~4/30の30日間)		
年度区分	当年度予算	(収入) 支出 科目	(款) 一般勘定 (項) 雑収入 (目) (節) (事項名)	収入 支出 相手方
	繰越予算			0000 (持)
支出負担行為承認 No.		支出負担行為承認年月日		昭和 年 月 日
(収入)・支出依頼年月日		昭和 年 月 日		収入・支出期日 昭和 年 月 日
実施計画 差引簿 記入年月日	主管部(室) 予算担当課	昭和 年 月 日 ㊟	不動産管理簿記入年月日	昭和 年 月 日 ㊟
	財務課	昭和 年 月 日 ㊟	物品管理簿記入年月日	昭和 年 月 日 ㊟
(収入)・支出種別		現金払、現金送金、小切手払、(銀行口座) 振替貯金振込		
銀行口座等振込先名		○○銀行 ○○支店 (普通・当座) No. XXX 名義人		
(参考) 同一の支出負担行為承認済のもので支出が2回以上にわたるもの内訳 (コンサルタント契約、建設工事等契約の場合)				
支出負担行為承認額	円	(摘要)		
前回迄支出額	円			
今回支出額	円			
残 額	円			
備 考 (添付物、その他必要事項)				
違約金算出振込: $2,920,000 \text{ 円} \times 0.0025 \times \frac{30 \text{ 日}}{365} = 26,560 \text{ 円}$				

(注) 1. 本書は、賛助会費、利息収入等の収入及び支出負担行為の承認後支出が2回以上にわたる場合に使用すること。
 2. 複写式によって二部作成し、収入、支出の依頼に際し、一部を請求書・納品書・その他の証憑書添付のうえ会計課に送付すること。

○ 分割納入申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団
契約担当役

殿

住 所

会 社 名

代表者名



昭和 年度 向供与機材については、下記の通り分割
納入が可能となりましたので、昭和 年 月 日付
第 号契約書第2条第2項に基づき 回分
として下記のとおり分割納入いたしたいのでご承認下さい。

記

- | | | |
|-------------------|----------|---|
| 1) 分割納入物品
及び数量 | 別添内訳書の通り | |
| 2) 契約金額 | 金 | 円 |
| 3) 分割納入金額 | 金 | 円 |
| 4) 納入予定日 | 昭和 年 月 日 | |
| 5) 納入場所 | | |
| 6) 備 考 | | |

(通 達) 経第10号。昭和52年3月29日
(改正(経)第28号。昭和54年6月5日)

支出負担行為書及び支出依頼書等の 回付及び記載方法について

(経理部長から関係部・室長あて)

支出負担行為書等の回付及び記載方法については、これまで各
部局において、異なった取扱いがなされてきた点があったところ
であるが、会計諸規程の整備に伴い下記に定めるところに従って
処理されたい。

記

1 支出負担行為書等の回付方法

起案部課は、担当部長決裁後支出負担行為書及び支出依頼書
を経理部に設置する文書箱に回付するものとする。

経理部は、契約担当決裁後の支出負担行為書及び支出依頼
書(又は同控)を経理部に設置する文書箱に保管する。

2 支出負担行為書と支出依頼書を同時に回付する場合

(1) 支出負担行為事務取扱要領(昭和51年通達(経)第25
号)注1に定める『同時回付』を行う場合には、支出負担行
為書に **同時** のゴム印を押すものとする。

(2) 決裁終了後経理部において「控」を第1に定める文書箱に
保管する。

(注) この場合経理部において、支出負担行為書控の切除が
容易ならしめるため、支出負担行為書については左上端
で綴じること。

3 概算払、前金払及び部分払等、並びに海外事務所長(会計役) へ前渡資金を送金する場合には、支出負担行為書にそれぞれ

概算 **前金** **部分** **前渡資金** のゴム印を押すものとする。

4 精算について

前金払、部分払、概算払を行った場合には、事後において債
務を確定する行為である『精算』を行わなければならない(前
金払、部分払に係る案件の確立精算を含む)。

100

会計課への支出依頼は、年度末及び年度当初は、その他の時期に比べ件
数が非常に多くなって来る。翌債契約分で翌年度になって履行させること
としているもの以外は支出の決定(会計課への支出依頼)を全て当年度と
して済ませなければならないということもあり、年度当初には前年度分の
支払手続整理期間が若干設けられ、両年度分が並行して行われるため、各

部から会計課への支出依頼が輻輳してくる。そのため、この時期の支出依頼書（支出負担行為書についても同じ。）には、支払金額の所属年度を直ちに判別できるよう、上部余白にその属する予算年度を大きく朱記することになっている。これは前述翌債分についても同様である。

なお、例年、年度末には各部からの支出依頼に対し、会計課からその提出期限及び支払期日に対する取扱いや支払いに当たっての注意事項について通知がくるので書類の回付はこれにもとづいて行うようにする。

2. 契約台帳への記入

前記契約締結の手続のところで支出負担行為書を回付するとき、そのプロジェクト名、予算科目及び支出負担行為額を機材課に備えてある契約台帳に記帳したが、支出依頼書の場合も同様この台帳に支払金額を支出決定額として記入する。この場合、上記延滞違約金の徴収があるとき、この違約金は事業費予算とは関係がないので、記入は相殺額ではなく、納入代金の額である。

第4章 機材の輸送

102 機材の輸送は、購入された機材が船積港の指定倉庫に搬入されたときから始まり、それから通関、船積み、出港、海航を経て陸揚港での積卸しで終る。また、仕向先が内陸国にあるときは、陸揚港での積卸後、仕向先までの内陸輸送が加わることがある。この輸送実施のための手配も手続きも全て船積みの際に行われるが、これらの業務を具体的にいうと貨物積込み本船の確保及び船会社との契約、税関への申告及びその検査、貨物の検量及び本船への積込み、貨物海上保険の契約、そして最後に船積書類の整備となる。そして、この業務に携わるには実務上かなりの熟練が必要であるといわれており、殊に通関、船積みは法規に定める所定手続を経なければならず、取扱いが煩雑であるため、一般の貿易業者でも、これを専業の海運貨物取扱業者（海貨業者）に委託しているのが現状である。事業団では、運送業務に関する契約は、随意契約によりできる（「規程」第49条第11号。）とされており、機材課では、登録されている運送業者あるいは大手の指名商社（以下「運送業者」という。）の中から適宜、契約の相手を選び、上記輸送に関する全ての業務を実施させている。そのため、機材課担当者は、輸送業務として以上のような手配や手続に直接手を下すことはないが、これが実際どのように行われているかについては契約履行の管理・監督ということからも知っておく必要があり、以下これを業務実施の推移の順に記してゆくこととする。また、海送と空送の場合における取扱いの相違であるが、双方とも輸出ということからみれば、運送機関が船舶と航空機というだけで、手続きその他は簡易複雑の差はあるが、ほとんど同じである。そのため、この項の説明も海送の場合におけるものを主とし、空送については必要に応じ付け加えてゆくこととする。さらに空送の場合であるが、利用する便が定期の貨物便ばかりでなく、貨物機をチャーターすることもある。これについては、契約の方法等が他の場合と多少異なるので、上記内陸輸送とともにこの項の末尾にその取扱を記しておく。

なお、機材の輸送には、海送、空送及び陸送の3つの方法があるが、海送と空送とでは原則として海送によることになっている。空送は緊急を要するときか、機材の内容により、海送の場合より輸送費が割安に済むとか、その他何らかの事

情により海路による輸送ができないときに行われている。陸送は、海送に引続き、陸揚港から仕向先までに行われる内陸輸送であって、仕向先が内陸国にあるため陸揚港までの輸送ではその目的を達しないときなどに相手国との協定にもとづいて、仕向先まで陸送する場合とか、あるいは経出地における紛争などで、通常の海路を利用できないときに行われる。

1 輸送業務

1. 船積みの準備

機材の売買契約による納期が近づくと、納入予定日に合わせ、その頃に入港する仕向港までの貨物船を選定する。選定は運送契約の相手である運送業者が行うことになっており、船会社から配布される配船表（SAILING SCHEDULE）によって決めてゆく。

積荷する本船が決まると、船会社に船名、船荷の種類、数量、出航予定日、船積地、陸揚港などを所定の用紙（SHIPPING MEMO）に記入して提出する。船会社がこれを承諾すれば、船腹の予約が成立する。

2. 保税地域への貨物の搬入

供与機材の納入場所は、通常積出港の保税地域指定倉庫である。保税地域には、保税上屋、保税倉庫及び保税工場があり、税関長の許可を得て運営されている。保税（関税賦課留保）とは輸入税留保という主として輸入貨物を対象としているが、輸出の場合でも輸入のときと同様貨物輸出の通関手続及び税関の現品検査を受けるために、貨物を積出しするまで一定期間この保税地域に留置（蔵置）しなければならないことになっている。保税地域は、このほか仲継貿易や加工貿易で、輸入貨物を輸入税留保のまま再輸出するまで蔵置したり、あるいは貨物に加工製造等の保税作業を加えたりすることができる場所でもある。

貨物を保税地域に搬入するには、税関に搬入届を提出し、その指示にしたがって行うことになるが、搬入後輸出の場合、ここで通関の手続を終え輸出許可を得たものは外国貨物となり、その後の貨物の出し入れは税関の許可がなければできないことになっている。ここに蔵置できる期間は上記仲継貿易

や加工貿易の場合を除き、1カ月以内と定められている。

3. 検 量

105

貨物が指定倉庫に搬入されると、税関に輸出申告をする前に日本海事検定協会に依頼して、貨物の重量及び容積を検定（検量）し、その証明書（重量容積証明書。略称「検量証明書」（図第Ⅳ-1））を受ける。検量された貨物の重量・容積は、税関に対する輸出申告書に記載されるばかりでなく、船積書類のパッキング・リストの作成にも、また運賃や船積諸掛りの計算にも必要である。検量証明書には、貨物の合計数量は、重量がキログラムとポンド、容積はメートルとフィートの単位によるものが併記されるが、内訳である各梱包ごとの重量・容積はキログラムとメートルの単位のみによる数量が記載されてくる。空送の場合は、この検量は航空会社によって行われ、その重量がそのままAIRWAY BILL（図第Ⅳ-7）に記入される。検量証明書は発行されない。

なお、運賃及び船積諸掛の費用は、この検量証明書の数量から貨物の才数を算出し、これに所定の単価を乗じて計算（運賃の場合は、このほか貨物の価格による従価建その他による計算もあるので一定しない。）されるが、この才数の算出については、後述「各種費用の算出」の項で他の費用のものとまとめて記すことにする。

4. 輸出通関

(1) 輸出申告

106

輸出通関は税関に貨物の輸出申告をすることから始まる（正確にはこの申告をするための必要とされる保税地域への搬入届から始まる。）。税関への申告は、輸出の内容及び輸出される貨物が管理法（外国為替及び外国貿易管理法）その他の法令に定める規則に違反していないか、また輸出の秩序を乱すおそれがないかの検査を受けるためにするものであり、この通関の手続をするには、法規に定められた者即ち通関業者（下記（注）1）が行うことになっている。申告は原則として船積の48時間前（土、日曜及び祭日を除く。）までにすることになっており、次の書類を提出して行う。

Shipper
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION
AGENCY

NIPPON KAIJI KENTEI KYOKAI
(JAPAN MARINE SURVEYORS & SWORN MEASURERS' ASSOCIATION)
FOUNDED IN 1913 & LICENSED BY THE JAPANESE GOVERNMENT

JAPAN EXPRESS CO., LTD.

Certificate No.
1160-11440-0046413 (01)
Sheet
1
Certificate issued

CERTIFICATE AND LIST
OF
MEASUREMENT AND/OR WEIGHT

YOKOHAMA FEB. 12, 1981.

HEAD OFFICE: PHONES: TOKYO (03) 552-1191
KAIJI BLDG. No. 97, 1-CHOME, HATENOJOCHI CABLE ADDRESS: KAIJIKENTEI TOKYO
CHUGAI, TOKYO 104 TLX No. 252-4519
JAPAN ARJ JAMSMA J.

Ref. No. (For our reference)
42647-0822 016 (0309)

BRANCHES:
ALL PRINCIPAL PORTS IN JAPAN

Ocean Vessel: NEDLLOYD HOBART Port of Loading: YOKOHAMA
Port of Discharge: Date & Place of Measuring and / or Weighing: FEB. 12, 1981, YOKOHAMA
Marks & Numbers: RIO GRANDE

Marks & Numbers	No. of P'kgs.	Kind of Packages	Description of Goods	Gross Weight	Measurement
 PORTO ALEGRE VIA RIO GRANDE C/NO. 1-5 MADE IN JAPAN	5	CASES	MEDICAL INSTRUMENTS	1,596	11,252
				OR 3,519 LB	OR 397- 4 CU.FT
DETAILS:				KG	CU. METER
		M CM L	M CM W	M CM H	
1	1	2 45	1 28	1 95	6.115
2	1	0 92	0 69	1 00	0.635
3	1	1 62	0 80	1 71	2.216
4	1	1 32	0 80	1 66	1.753
5	1	0 97	0 61	0 90	0.533

- THE END -

We Herby Certify that the above me... of the goods were taken
by our measurers solely for reason... accordance with the provisions
of recognized rules concerned.



なお、この通関手続きであるが、供与機材の場合は、輸出貿易管理令（政令第 378 号。昭和 24 年 12 月 1 日。以下「管理令」という。）の特例規定の適用を受けて、手続きの一部省略あるいは簡略な取扱が許されている。これについては下記（注）2 を参照のこと。

(i) 申告書類：

107

○輸出申告書及びその付属書類：

a 輸出申告書

所定の様式（図第Ⅳ-2）に貨物の品名・数量・番号（規定の統計品目番号）・価格・積荷本船名・仕向地等を記載する。

b 付属書類

i) インボイス（通関用）（図第Ⅳ-3）……2 通

船積書類（後述）の一部であるが、税関にも提出し、申告した品名数量の照合、価格が適正であるかどうかなどの審査を受けるために必要とされる。

ii) パッキング・リスト（図第Ⅳ-4）……1 通

船積書類の一部であり、これに記載されている品名・数量のほかケース・ナンバー・梱包数・重量容積は税関による現品検査（下記）の際に必要とされる。

iii) その他必要書類

貨物の中に輸出検査法に定める品目（前述「検査」の輸出検査の項参照。117 頁）がある場合には輸出検査証明書を添付する。このほか、輸出の場合、輸出振興上特定物品については、物品税・国内消費税を免税又は戻税できる制度があり、この適用を受けようとするときは、この承認申請のための書類もあるが、これについては機材購入の契約書内容特記事項（86 頁）において詳細記したのでこれを参照のこと。

iv) 「管理令」特例適用のための申請書（図第Ⅳ-5）

下記（注）2 を参照のこと。

(図第Ⅳ-2)

税関様式C第5010号

輸 出 申 告 書

YOKOHAMA CUSTOMS
 先 HONMOKU BRANCH 長殿
 JAPAN INTERNATIONAL
 COOPERATION AGENCY,
 2-1, NISHISHIJUKU,
 輸出者住所氏名印 SHINJUKU-KU, TOKYO

申告年月日 JUN. 12 1981
 届 込 港 YOKOHAMA
 積載船(機)名 "HAMPTON MARU"
 出港予定年月日 JUN. 18 1981
 仕 向 地 KATHMANDU, NEPAL

代理人住所氏名印 星 匠 業 者 名

手続機 二重機

申 告 番 号	
511-26 12-(F)	
届 込 港 号	
船(機)積荷号	
貿易形態別符号	
仕向国(地)符号	
輸出者符号	
* (調査用符号)	

承 取 場 所 O O O O HONMOKU FUTO B/S

品 名	統計品目番号	単位	数	量	申告価格(F.O.B.)	* 課税別
(1) STEREOSCOPIC MICROSCOPE	90.12-012	NO KG	5 29	500	1,129 000	
(2) CASSETTE TAPE RECORDER	92.11-922	NO	5		168 500	
(3) PAPER COPY MACHINE	90.10-112	NO KG	1 61		612 000	

個数、記号、番号、外国産品の場合は生産地、
 輸出承認又は輸出代金支払方法確認番号

TOTAL 8 PACKAGES



KATHMANDU
 C/NO.1-8
 MADE IN JAPAN

SIDE MARK
 TECHNICAL COOPERATION
 BY THE GOVERNMENT
 OF JAPAN

活 付 表 項 (有)(無)確認 仕 人 者 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 輸出検査証明書 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ITEM 1 (Export Standard) 別表第 1 の 号 様 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 輸出取引承認書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他関税法第70条関係 許可・承認書等 (法令名) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	申告書 / 枚 3 張 取扱区分 (該当)(無)確認 輸出貿易管理令 第 条 第 号 様 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 別表第 1 の 号 様 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 関税定率法 第 条 第 項 第 号 様 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内国消費税 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 輸出免税(恩付金) 様 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ITEM 2 物 品 税
--	---

*許可印・許可年月日

*税関記入欄	保税運送 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 区分 陸路、海路、空路 期間 年 月 日から 年 月 日まで *受理 <input type="checkbox"/> *審査 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	*積込年月日
1 検査場検査 2 現場検査		

通 関 士 記 名 押 印

星 匠 業 者

(注) *印の欄は記入しないで下さい。
 「不履申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

(関税局照会済、日本通関業会連合会)

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

P.O. Box 216, Mitsui Bldg., Shinjuku-ku, Tokyo, Japan.

INVOICE

Consigned to : UNIVERSIDADE FEDERAL DO RIO GRANDE DO SUL, AVENIDA PAULO DA GAMA S/N., PORTO ALEGRE, BRAZIL. No : Y8 - 35 Date : Feb. 17, 1981 Shipped per "NEDLLOYD HOBART"

Shipping Mark : from Yokohama, Japan

(※ 西語, 仏語の場合 to Port Alegre, Brazil)



PORT ALEGRE VIA RIO GRANDE
c/No. 1 - 5
MADE IN JAPAN

TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

SIDE MARK 合もあり注意のこと)

via Rio Grande
on Feb. 16, 1981

Export Licence No

Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
	<u>NON COMMERCIAL VALUE FOR TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN</u>			
	<u>MEDICAL INSTRUMENTS</u> - details are as per attached sheet. -	11 sets & 17 units		Y8,160,000.-
		Shipping Charge	Y	82,962.-
		Ocean Freight	Y	651,031.-
		(US\$3,155.75 Ex. ¥205.30)		
		Insurance	Y	61,573.-
	Total :	11 sets & 17 units	CIF Rio Grande	Y8,955,566.-

E. & O. E

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

P.O. Box 216, Mitsui Bldg., Shinjuku-ku, Tokyo, Japan.

PACKING LIST

Consigned to : UNIVERSIDADE FEDERAL DO RIO GRANDE DO No : YB - 35
SUL, AVENIDA PAULO DA GAMA S/N., Date : Feb. 17, 1981
PORTO ALEGRE, BRAZIL. Shipped per "NEDLLOYD HOBART"

Shipping Mark :



PORTO ALEGRE VIA RIO GRANDE

C/No. 1 - 5
MADE IN JAPAN

(※西語, 仏語の場合 SIDE MARK 合もあり注意のこと)
 TECHNICAL COOPERATION
 BY THE GOVERNMENT OF JAPAN
 from Yokohama, Japan
 to Port Alegre, Brazil
 via Rio Grande
 on Feb. 16, 1981

C/Nos.	Description of Goods	Quantity	Weight		Measure- ment
			net	gross	
	<u>EQUIPMENTS FOR TECHNICAL GUIDANCE OF J.I.C.A.</u> <u>MEDICAL INSTRUMENTS</u> - details are as per attached sheet.	11 sets & 17 units	1,160 kgs	1,596 kgs	11,252 M3
	Total : Five (5) Cases only.	(11 sets & 17 units)		1,596 kgs (3,519 lbs)	11,252 M3 (397'-04")

E. & O. E

本輸出は、次に掲げる事項を内容とするものであります。

1. 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
第4条第2号の規定に基づく別表第2の
第9号の2によるものである。

1. 署名者 国際協力事業団

(職名) _____

(氏名) _____

1. 仕向国又は仕向地

1. 荷受者名

(注)1 通関業者

輸出貨物の通関は、輸出の申告から輸出許可を得て保税地域からの貨物の積出しまで、いくつかの手続きを踏まなければならないが、これらの手続きは所定の通関業者が行うことになっている。通関業者は前述海貨業者が兼業しており、通関業法にもとづき、免許をうけた通関士を置かなければならないことになっている。

(注)2 通関手続の簡略

(1) 輸出承認等の適用除外

わが国では、兵器、軍用機器などの戦略物資、競争が激しく外国で輸入規制を受けているもの、国内の需給を確保するための非鉄金属や木材その他輸出禁制品などについては、輸出の制限あるいは制約を行っている。また仕向先についても貿易の不均衡を是正するために、特定の国への輸出には同様の制限等を実施しており、このような品目あるいは特定国への輸出には通産大臣の承認を受けなければならないとしている。また輸出代金についても、その収入を確保するためとして、代金の決済方法に対し、輸出のつど外国為替銀行の認証が必要とされている(この認証については昭和55年12月1日付をもって、代金決済の方法が前払いによる以外は廃止され、他の場合は必要としない。)。 「管理令」は、このような輸出に対する承認あるいは認証を受けるための手続きについて定めているが、このうち特定のもの即ち無償救恤品、寄贈品、小額貨物あるいは見本などについては、特例として、この承認あるいは認証の必要を除外している。供与機材は品目の内容あるいは仕向先によっては上記制限等を受けるものもあるのであるが、この適用除外の規定(「管理令」第4条第2号の規定に基づく別表第2の第9号の2)を受けて、以上の承認は不要とされている。また代金決済方法の認証については供与機材は、無為替輸出でもあり、同様必要としない。

(2) 簡易通関扱い

輸出通関には特殊なものとして簡易通関扱いがある。小額貨物(申告の輸出価額が10万円以下のもの。)、コンテナ貨物、郵便物、旅行携行品その他寄贈品などのものに対し適用されるもので、輸出申告書の記載事項の一部省略、輸出申告書に替えて貨物搬入届等による報告、あるいは口頭による申告のみで、通関ができることになっている。供与機材でも、下記大蔵省通達にもとづいて、この適用を受け、通常輸出貨物の品名

を全て記載しなければならない輸出申告書も供与機材ではそのうち代表的なものを選び（主として高額なもの）数点記載するだけで差支えないことになっている。また書類の審査でも、製品の種類区分によって受付窓口が異なっているため、品種の多いときは、数カ所にわたってこれを受けなければならないのであるが、これも1カ所の窓口で処理されることになっている。このほか、現品検査においても検査が簡単な取扱いで済まされることが多い。

大蔵省通達「関税関係基本通達集」

第67-2-1：次に掲げる輸出貨物については、
小額貨物簡易通関扱いとする。

○管理令別表第2に掲げる貨物であって同令の規定による輸出の承認を要しないもの。

（別表第2の第9号の2）

本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物

(2) 輸出の審査及び検査

108

通関には、書類審査と現品検査がある。書類審査は、提出された輸出申告書記載の貨物を上記のインボイス、パッキング・リストにもとづき審査するほか、品目内容に、また仕向先について管理法その他の法令に違反しているものはないかについて審査する。民間における場合、以前は為替管理の面から輸出金額や代金の決済方法について外国為替銀行の認証を得た書類も必要とされ、これに対する審査もあったが、現在は前述のように決済が前払の場合を除き廃止されている。

現品検査は、書類審査後に行われる書類と貨物との照合検査である。報告書類にもとづき、現品に不正輸出はないか、免税・戻税などの申請があるものに対しては、その品目との確認、また輸出検査法の適用を受けるものがあるときは、その品質表示、包装の方法などについて検査する。

(3) 輸出許可

109

書類審査及び現品検査の結果、法規上にも、また輸出秩序を保つうえにも問題がないとみられるときは、税関によって輸出を許可される。輸出許可は、輸出申告書の1部にその旨を記し（許可の押印）て、輸出許可書とし、輸出者（輸出者の代理である海貨業者）に交付される。輸出を許可さ

れた貨物が、本船に船積みされると本船から貨物の受取書（船員受取書：MATE RECEIPT）が発行されるので、これと輸出許可書を税関に提出し、船積み完了の確認を受ける。輸出許可書は税関のこの確認印を得て船員受取書とともに提出者に返戻される。これで輸出の通関手続きは終了する。

5. 船 積 み

(1) 船積指図書・船員受取書の発行

税関から輸出許可を得ると貨物の本船への積込みが始まる。船腹を予約 110
した船会社から本船宛の船積指図書（SHIPPING ORDER）と船員受取書の発行を受ける。船積指図書は、船会社から船長に対する貨物船積の指示であり、船員受取書は本船に貨物積込完了後本船の責任者から海貨業者に発行する貨物の受取書となるものである。両書類ともに荷送人、荷受人、貨物の明細、艙口番号が記載されている。

(2) 貨物の搬出、積込み、検数及び船員受取書の受領

輸出許可を受けた貨物は、外国貨物となるため、搬出するときは税関に 111
搬出届を提出する。搬出は、沿岸荷役業者によって行われ、貨物は船側まで運ばれる。そして海貨業者が本船の責任者に船積指図書と船員受取書を提出すると、貨物の船内積込み及び船艙への積卸しが始まるが、この時船会社指定の検数人（TALLY MAN）によって貨物の検数が行われる。検数とは海貨業者立会いのもとに、貨物の個数及び包装状況に対する検査で、その結果はTALLY SHEETに記入され、本船の責任者に報告される。このTALLY SHEETは、輸送中に貨物が損傷したとき、その責任が船主にあるのか、あるいは荷主にあるのかを決定する資料となるもので、検数の際に発見された包装の不完全が原因とみられるときは船会社は補填の責任を負わない。

本船への積込み及び船艙への積卸しは船内荷役によって行われ、これが完了すると、本船の責任者から貨物受領の署名をした船員受取書が手渡される。この船員受取書は、輸出許可書とともに税関に提出し、輸出の確認を受けることは前述のとおりである。

(3) 船荷証券の発行

112

海貨業者は、船員受取書、検量証明書及び輸出許可書を船会社に提出し、運賃を支払って船荷証券（B/L: BILL OF LADING。図第Ⅳ-6）の発行を求める。船会社は提出書類を検討し、船荷証券を発行する。船荷証券は、普通船会社の責任者署名の正本1部と写し2部の3部1セットで発行される。海貨業者は、この船荷証券と検量証明書及び輸出許可書を委託を受けた運送業者に引渡して船積取扱手数料を請求する。運送業者は、この船荷証券と検量証明書にインボイス、パッキング・リスト及び貨物の海上保険証券（図第Ⅳ-8）（発行部数はORIGINAL, DUPLICATE及びTRIPLICATEの正本3部及びEXTRA COPIES数部）とその保険料計算書を取りまとめ船積書類として輸出者即ち機材課に提出してくる。上記輸出許可書は海貨業者によって保管される。供与機材の場合運送業者から貨物船積完了の報告を受けると海外事務所あるいは在外公館を通じテレックスで仕向先にこのことを通知し、運送業者から提出された船積書類は一括外務省を通じ仕向先に送付して貨物引取の際の手續書類とする。船積書類の詳細については後述「船積書類」を参照のこと。

なお、空送の場合上記船荷証券に対するものは、AIRWAY BILL（図第Ⅳ-7）（発行は正本1部）であり、また検量証明書はなく、航空会社によるAIRWAY BILL記載の重量がこれに替る。他の書類については同じ。

(4) 危険物の船積みについて

113

危険物の海上輸送には、船舶安全法にもとづく「危険物船舶運送及び貯蔵規則」（運輸省令第30号。昭和32年8月20日。）の規定が適用される。この規則は、火薬類、高圧ガス、腐蝕性物質、毒物類、放射性物質などの危険物を12項目に分けて品名を指定し、これらを輸送するときの容器の種類及び容量、包装の方法、危険の表示、船舶での積載方法についての規制を定めている。供与機材でも医療用の麻酔薬、研究所での試薬、また事務機器でも複写器用の現像液などにおいて危険物に該当するものがある。危険物を船積みするときは、港湾所轄の海運局長の許可が必要であ

船 荷 証 券

(図 第 N - 6)

(Forwarding agents)

Shipper
**JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION
 AGENCY**



B/L No.

Mitsui O.S.K. Lines Ltd.

BILL OF LADING

Consignee
**UNIVERSIDADE FEDERAL DO RIOGRANDE DO
 SUL, AVENIDA PAULO DA GAMA S/N.
 PORTOALEGRE, BRAZIL.**

Notify Party
SAME AS CONSIGNEE.

Shippers on board the goods or packages said to contain Goods hereinafter mentioned, in apparent good order, and condition unless otherwise indicated herein, to be transported subject to all the terms of this bill of lading, by the route and via the place or places described and agreed in Articles 6.9 and 10 hereof to the port of discharge named herein. Thereafter called "the intended port of discharge" or such other port or place as is provided for in Article 9 hereof or to near thereto as the vessel can safely get, to and leave always allow at all stages and conditions of water and weather, and there to be delivered or transhipped on payment of all charges thereon.

If requested, one signed bill of lading duly endorsed must be surrendered in exchange for the goods or delivery order.

IN ACCEPTING THIS BILL OF LADING

the shipper, consignee, holder of this bill of lading and owner of the goods agree to be bound by all its stipulations, exceptions and conditions, whether written, typed, stamped or printed on the front or back hereof as if signed by each person, and local custom or privileges to the contrary notwithstanding, and agree that all agreements or freight engagements for the shipment of the goods are superseded by this bill of lading.

In witness whereof, the number of original bills of lading stated herein, all of this tenor and date, has been signed, one of which being accomplished, the others to stand void.

(Terms of Bill of Lading continued on the back hereof)

*Local vessel	From
Ocean vessel "MEDLOYD HOWART"	Voy. No. Port of loading YOKOHAMA JAPAN
Port of discharge RIO GRANDE	For transhipment to Final destination for the shipper's reference only PORT ALEGRE

Marks and Numbers	No. of pgs. or units	Kind of packages; description of goods	Gross weight	Measurement
 PORT ALEGRE VIA RIO GRANDE C/NO. 1 - 5 MADE IN JAPAN	5 Cases	EQUIPMENTS FOR TECHNICAL GUIDANCE OF J.I.K.A. (Medical Instruments) Freight Prepaid	1,596 Kgs	11.252 M3

Particulars furnished by shipper

Total number of packages or units		Five (5) cases only		
Freight and charges	Revenue tons	Rate	per	Prepaid
11.252M3	\$209.30			\$2,355.04
B.S.C.	14%			\$800.71
				\$3,155.75

Exchange rate	Prepaid at	Payable at	Place and date of issue
		Tokyo	Feb. 16, 1981
	Total prepaid in local currency	No. of original B(s)/L	For the Master;
		Three	

* Applicable if carriage by local vessel to port of loading of ocean vessel arranged by carrier as agent for shipper in accordance with Article 10.

ICS
B/L

AIRWAY BILL

(函 第 N - 7)

131-5955 1446

131-5955 1446

Airport of departure (address of first carrier) and requested routing TOKYO		Airport of Destination SAN JOSE		Flight/Day JAL ****	Flight/Day		
Not negotiable		Air Waybill (Air Consignment note) Issued by JAPAN AIR LINES TOKYO, JAPAN Member of International Air Transport Association					
Reason and description To: By last carrier JAL to by to by Consignee's account number Consignee's name and address ↓ PROF. FRANCISCO UREMA CALDERON, COORDINADOR-UME SECCION DE APROVISION- AMIENTO Y REACTIVOS, UNIVERSIDAD DE COSTARICA(SAREL,U.C.R.)		Copies 1, 2 and 3 of this Air Waybill are originals and have the same validity. It is agreed that the goods described herein are accepted in apparent good order and condition (except as noted) for carriage SUBJECT TO THE CONDITIONS OF CONTRACT ON THE REVERSE HEREOF. THE SHIPPER'S ATTENTION IS DRAWN TO THE NOTICE CONCERNING CARRIERS' LIMITATION OF LIABILITY. Shipper may increase such limitation of liability by declaring a higher value for carriage and paying a supplemental charge if required. Shipper certifies that the particulars on the face hereof are correct and that insofar as any part of the consignment contains restricted articles, such part is properly described by name and in proper conditions for carriage by air according to the International Air Transport Association's Restricted Articles Regulations.					
Shipper's account number Shipper's name and address ↓ JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY. TOKYO, JAPAN		Signature of Shipper or his Agent					
Issuing carrier's agent, account no. Issuing carrier's agent, name and city ↓ * * * * * TOKYO, JAPAN		Signature of Issuing Carrier or its Agent					
Agent's IATA Code * * * * *		Date 03, SEP., 1981 Place TOKYO, JAPAN					
Currency JYE	Declared value for carriage N.D.V.	Declared value for customs		Amount of insurance	INSURANCE: If shipper requests insurance in accordance with conditions on reverse hereof, indicate amount to be insured in figures in box marked amount of insurance.		
VIGOR CHARGE AND VALUATION DROUGHT PREPAID COLLECT		ALL OTHER CHARGES AT ORIGIN PREPAID COLLECT		Accounting information			
No. of packages RCP	Actual gross weight	Rate class Commodity term no.	Chargeable weight	Rate/Charge	Total	Nature and quantity of goods (incl. dimensions or volume)	
11	1,408.0 K	Q	1,408.0	1,344.	1,892,352.	TECHNICAL EQUIPMENT OF JICA SEMI MICRO OSMOMETER WITH STANDARD ACCESSORY & ETC. ... 1B set. FREIGHT : PREPAID ORIGIN : JAPAN	
MARKS : JICA SAN JOSE COSTARICA C/NO. YK-1-11 MADE IN JAPAN							
pre-paid	Prepaid weight charge 1,892,352.	Prepaid valuation charge	Due carrier	Total other prepaid charges	Due agent 450.	Total prepaid 1,892,802.	For carrier's use only at destination.
Other charges (except weight charge and valuation charge)						Collect charges in destination currency	
SIDE MARK						COO amount	
TECHNICAL COOPERATION						Total charges	
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN						Total collect	
collect	Collect weight charge	Collect val charge	Due carrier	Total other collect charges	Due agent	COO amount	Total collect
Handling information (A.I.C.)							

ORIGINAL 3 (FOR SHIPPER)

131-5955 1446

FORM AC-925(1)



THE KOA FIRE & MARINE INSURANCE COMPANY, LIMITED

STATEMENT OF PREMIUMS DUE

Assured(s)-etc. **JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY**
 (Prov. No. **92AO**) Invoice No. _____
No. IC/TE-E 35722 Assured Code _____ Amount insured **¥8,956,000.-**
 Claim, if any, payable at/in **TOKYO** Conditions: **AGAINST ALL RISKS**
 by **THIS COMPANY'S HEAD OFFICE SURVEY SHOULD BE APPLIED AS PER ATTACHED SPECIAL CLAUSE.** **SUBJECT TO "SPECIAL CLAUSE FOR J.I.C.A. SHIPMENT (90) DAYS" AND "SPECIAL REPLACEMENT CLAUSE", AS ATTACHED.**

Local Vessel or Conveyance _____ Port (interior port or place of loading) _____
 Ship or Vessel called the **Nedloyd Hobart** Jet and from **Yokohama** Sailing on or about **16th Feb. '81**
 arrived at/unshipped at **Rio Grande** thence to **Port Alegre**
 Goods and Merchandise _____

Equipment for Technical Guidance of J.I.C.A. (Medical Instrument)

5 cases



PORT ALEGRE VIA RIO GRANDE C/No. 1-5 MADE IN JAPAN

SIDE MARK: TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

including risks of War and Strikes, Riots & Civil Commotions.

Place and Date signed in **TOKYO, 13th Feb., '81** No. of Policies/Certificates issued **TWO**

注) 円または円未満の端数は、'Amount Insured' 欄の金額に、1,000単位で記入してあります。
 ④ 'Premium' の欄に赤字があるものは、支払済であることを示します。

THE KOA FIRE & MARINE INSURANCE CO., LTD.

Exchange Rate at Rate (¥)	Cargo Amount Insured	Daily Amount Insured	Min. Premium
¥ 1.00	8,956		
CM 0.65000		¥ Premium 58,241	
AW 0.03750		3,359	
GT 0.68750		61,573	
OM			
UV			
W			
V			
I			
		¥ 61,573	

AUTHORIZED SIGNATORY



り、本船における積込みにも日本海事検定協会による検査を受けなければならない。この検査は、上記規則に定められている危険物の品物ばかりでなく、積荷する船舶の構造や設備、航路、運送距離についても調査し、危険物の積載が適当であるかどうかの決定もする。また、危険物積載の決定は、船長にも権限が与えられている。寄航地によっては、危険物を積んだ船舶の入港を許可しないところもあり、このような運航経路の事情に精通した船長の判断も当然必要とされる。

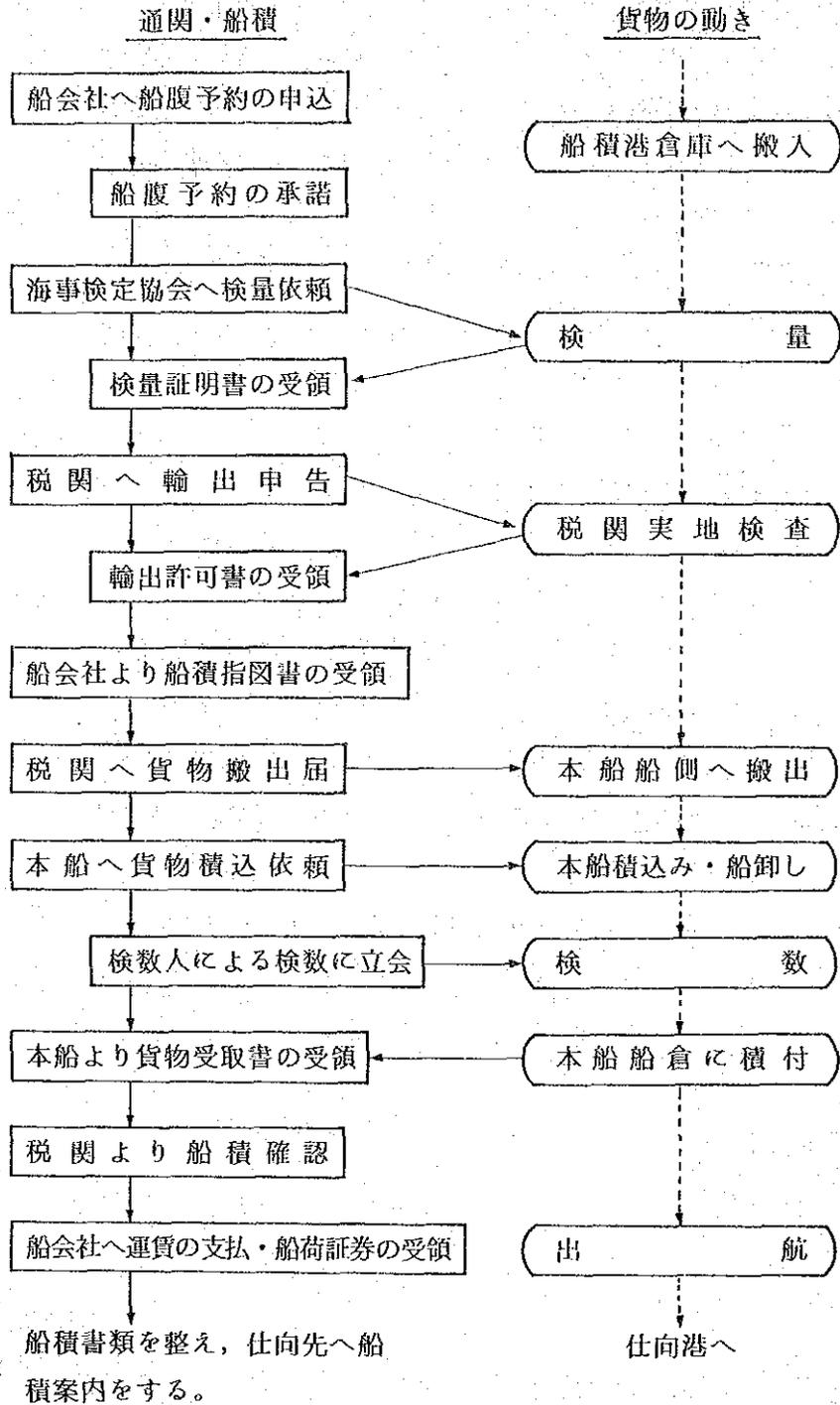
危険物を船積するときは、倉庫料、荷役料また運賃も、品目の危険度によって異なるが、高率の割増料が適用される。殊に放射性物質の場合は、他の貨物との間に空間を置く必要があり、船腹を大幅に使用するため、かなりの割高運賃となる。

なお、放射性物質は、その取扱いに関する法律があり、購送については、資格を有する業者と委託契約を結ぶことが必要である。

航空輸送の場合は国内法規もあるが、手続については、IATA危険品規則（IATA RESTRICTED ARTICLES REGULATION）にもとづく危険物内容証明書（SHIPPER'S CERTIFICATION）を作成し届出なければならない。この証明書には、危険物の品名、IATA指定の品目番号、数量、指定の梱包方法、積揚及び積卸空港などを記載するが、この届出をしても品名によっては、また許容量を超える場合は輸送することはできない。この場合でも、最終的な決定は機長の承認にまたなければならない。

以上のように通関と船積の手続及び作業は一体となって併行しながら進められるが、これを図に示すと次表のとおりである。

船積港における通関・船積と貨物の動き(海送の場合)



6. 海上保険の付保

(1) 供与機材の海上保険

海上保険には、船舶と貨物に対するものがあるが、ここでは、貨物海上 114
保険のことを指すのはいうまでもない。機材課では、海上保険の付保手続
きも運送契約の中を含め、運送業者に委託しているが、保険契約の申込先
は次の3社を指定している。

(1) 興亜火災海上保険(株)

(2) 住友海上火災保険(株)

(3) 東京海上火災保険(株)

上記3社とは、保険契約をする場合、保険期間、担保危険その他損害が
あったときの求償手続等について下記の特別約款を結んでおり機材輸送の
万全を図っているが、このほかにも事務処理上の円滑ということから、こ
れら保険条件及び適用する保険料率につき実施に当たっての細目を文書をも
って次のように「保険条件についての取決め」を手交している。また、こ
の取決めに定める保険料率については、国家事業ということから、一般に
おけるよりも低率のものが適用され、その時の機材の輸送経路あるいは仕
向先の状況により多少の変動はあるが、3社とも同率をもって契約するこ
とになっている。

(保険条件についての取決め)

“ 供与機材の輸送にかかる保険条件・保険料率の改訂について ”
国協(経)第6-637号。昭和51年6月17日。
(経理部長から各保険会社へ)

提示のあった標記改訂案及び保険料率の見積書を検討した結果
次のとおり改訂したい。

I 保険条件

1 保険の目的

- (1) 機械類及び部品・雑貨
- (2) 肥料
- (3) 車輛類
- (4) 危険品

2 輸送用具

航洋本船については、※ INSTITUTE CLASSIFICA-
TION CLAUSEによる。

※ 船舶にも自動車の車検と同様毎年検査があり、船を登録している公認の船級協会（CLASSIFICATION SOCIETY：日本では「日本海事協会」）によりこの検査を受けることになっている。INSTITUTE CLASSIFICATION CLAUSE（ロンドン保険協会船級約款）による航洋本船とは、同協会に定めるRULEに検査が合格したもので、かつ船舶年令15才以内、1,000トン以上の自走船であり就航が定期船のものとしている。積荷はこの船舶による。

3 保険金額 CIF VALUEの千円未満切上げの金額

4 責任の終始

本邦船積港埠頭倉庫（保管期限最高30日）から最終仕向地において開梱するまで。または、仕向港本船荷卸後90日（輸送用具航空機の場合は30日）かいずれか早い時まで。

5 条件

ALL RISKS：WAR & S,R,C,C（後述「海上保険の付保」担保危険の項参照。173頁）付。

原則として求償は、代替品を空送することとし、特別の事情ある場合は、両者の協議により決定する。

6 損害発生の場合の求償手続について

1) 詳細の損害報告に先んじ、当事業団は荷受人からの報告に基づき速やかに貴保険会社に通知する。

2) 損害発生の場合のSURVEYについては、当事業団派遣専門家、海外事務所員または現地大使館員のREPORTをもって、SURVEY REPORTに代えることができる。但し、損害金額が100万円をこえる場合は、貴保険会社と当事業団との協議により、SURVEY REPORTを必要とする場合がある。この場合には、貴保険会社が代理店を通じ、SURVEYERを派遣することとし、SURVEY FEEは、貴保険会社と代理店の間で支払決裁するものとする。

II 保険料率

「各種費用の算出」保険料の項に記載（215頁）。

III 保険条件及び保険料率の改訂について

本条件及び料率の有効期間は特に定めず、改定の必要があった場合には、両者協議のうえ決定する。

IV 保険金の支払方法

当事業団の担当課へ送金通知するとともに下記銀行口座へ振込送金する。

（この場合、振込みと同時に当事業団が当該支払額を受領したものとし、領収証は求償その他のため入用の旨申入れない限り発行しない。）

記：振込先銀行名、預金番号及び名義

（現在は三菱銀行新宿新都心支店）

V 適用 昭和51年7月1日より適用する。

なお、通常、保険会社では危険負担の分散ということから、契約した保険について他の保険会社との共同保険又は再保険という方法をとっているが、供与機材の場合でも、申込みを受けた保険会社は、上記指定3社を含み他の保険会社と徴収保険料の配分及び損害があったときの填補額の分担については「共同保険約款」(追補1.「外航貨物海上保険契約の概要」参照)を設け、これに対処している。

(2) 保険契約

海上保険の申込みは、通常保険会社所定の申込書に、貨物積込みの本船 115
名及び出航予定日、船積港及び陸揚港、貨物の内容、保険価額、保険金額、
担保する危険、補填条件等を記載し、保険会社に提出する。保険会社は、
その申込内容を検討し、担保する危険を測定して保険料率を決め、申込人
に通知する。そして申込人がその料率による保険料を承諾すれば契約は成
立し、保険会社は、保険料の支払いを受けると引換に保険証券を発行する
ことになる。

供与機材の場合は、前述のように運送契約にもとづき運送業者が以上の
手続きを担当するが、保険会社に対する運送業者の申込みは、電話連絡に
より上記明細を報告することもあり、また船積書類のインボイス写を送付
して申込みすることもある。保険価額も担保危険も、また保険料率も前述
の取決めによるものであり、保険会社はこれにもとづいて自社において保
険申込書を作成する。

なお、保険証券交付の条件である保険料の支払いは、事業団に代り運送
業者が一時立替払いをするが、保険会社は取引件数も多い運送業者とは覚
書を取交わし、支払いは定時の一括後払いの方式をとっている。

(3) 保険価額及び保険金額

保険価額は、インボイス金額(保険目的の評価額)である。供与機材の 116
場合は、機材の倉庫渡しの価額に船積諸掛、海上保険料及び運賃を加えた
額である。保険金額は損害が生じたときに、填補される限度額であり、保

険価額から算出される。通常民間における場合保険金額は、インボイス金額に輸入者が輸入品を自国で転売するときに得られるであろう利益（希望利益）10パーセントを加算するので保険価額の110パーセントの額であるが、供与機材では保険価額そのままが保険金額であり、100パーセントの額である（保険金額に100円未満のものがあるときは全て切上げられる。）。このほか供与機材では、損害があったときの補填につき、保険金額の限度内において、その適用できる範囲を、上記特別約款により定めているが、これについては後述「保険求償」の項において記すこととする。

(4) 保険期間

117

保険会社が契約にもとづき、損害に対して負担責任を負う期間が保険期間である。保険会社所定の保険証券には、この期間は貨物が船積港において本船に積込まれたときに始まり、仕向港において陸揚げが完了したときに終ると定めている。しかし、通常輸出の場合、積出し地と船積港が異なる場合もあるし、また仕向先において陸揚港と仕向地が遠く離れていることもある。このようなときは、これら運送期間中の危険も考えなければならないし、また貨物が沖積の場合は、舳による運送の危険なども除外することはできない。といて、これらの危険を考慮しそれぞれの危険を個別に保険契約をしてゆくことは手間も大変であるし、時間の浪費ともなる。そのため、このようなときは増保険料を支払って運送約款（下記注参照）付の保険契約を結び、積出地から仕向先までの一貫した危険を担保することができることになっている。

供与機材では、運送契約書の中で、保険期間は、機材が船積港指定倉庫に搬入されたときから、本船に積込まれ最終仕向地において開梱が完了するまでと定めている。これを受けて保険契約も保険期間に対しては次のような特別約款を定めている。

（保険期間に対する特別約款）

当該保険証券（保険会社所定の証券）の規定にかかわらず、この保険は貨物が積出港の倉庫に搬入されたときから（ただし、倉庫内に留置する期間は、契約締結の日から30日を超えることはできない。）、通常の輸送経路により運ばれ最終仕向地において

開梱されるまで、もしくは最終荷卸港において荷卸しが完了した後〇〇日を経過するときのいずれか先の場合。

なお、上記特別約款中「荷卸しが完了したのち〇〇日」の日数は、通常30日としているが、国によっては荷卸し後の通関手続に多くの日数を要するところもあり、また仕向先に紛争などがあって貨物の到着が遅れることもある。そのため、その時の情況によって判断し、これを60日、90日、120日あるいは180日と日数を定め危険に対処するようにしているが、保険料は日数が多いほど料率が上り割増となる。

(注)※ 運送約款：

わが国の貨物海上保険は、イギリスの海上保険法に準拠しており、保険会社の発行する所定英文保険証券もロンドンの保険会社のものを模倣している。この証券に記載されている保険約款も同様であり、標準約款と呼ばれている。しかしこの標準約款のみでは貨物の海上輸送において発生する全ての危険に対処することができないため、ロンドン保険協会では別に各種の特別約款を定めているが、これを協会約款 (INSTITUTE CLAUSE) といい、上記運送約款 (TRANSIT CLAUSE) もそのひとつである。

(5) 担保危険

海上保険で担保できる危険は、保険会社の所定英文保険証券では、次の118種を規定している。

- a 海固有の危険：沈没、座礁、衝突、荒天による浸水等
- b 火災
- c 強盗
- d 投荷：船舶の遭難を免れるため船長の命令によって行うもの
- e 船長・船員の悪行
- f 軍艦・外敵
- g 補獲免許状・報復補獲免許状・しゅう撃等
- h その他あらゆる危険

しかし、この英文保険証券は、遠い時代における各種の慣習にもとづい

て作成されたものであり、その後時代の推移とともに担保される危険も変化して現在では、戦争及び一撥・暴動・同盟罷業（SRCO「STRIKES, RIOTS & CIVIL COMMOTION CLAUSE」：通称「ストライキ保険」）による危険は、前記協会約款によって通常の担保危険から外された保険会社の免責事項になっている。そのため、通常担保される危険（上記8種の危険のうちaからeまでの危険）に、これら戦争等の免責となっている危険やその後定められた追加危険（雨水による濡損、不着及び盗難不着の損害、不足損害、破損、汚損、その他自然発火による損害等17項目にわたっている。）を担保しようとするときは、保険会社と特約を結び、増保険料を支払って担保危険に加えてもらわなくてはならない。

供与機材の場合、この担保危険は、運送契約書において“海上保険の損害填補条件は全危険担保約款、戦争危険及びストライキの担保約款によるものとする。”と規定しているように、通常担保される危険と追加危険とを合せた全危険担保条件（AR：AGAINST ALL RISKS）に戦争危険及びストライキ危険（WAR & S.R.C.C. RISK）を加えたものである。

以上が供与機材における海上保険の契約方法及び主な契約内容であるが、このほか保険料の計算については、後述「各種費用の算出」の項に、また損害があったときの保険金の請求については、後述「保険の求償」の項にそれぞれ詳細記すこととしたので、これを参照されたい。

7 船積書類

119 外国貿易という船積書類は、輸出者及び輸入者間における代金決済のために作成するものであるが、供与機材は無償であるということから、このような目的はなく、仕向先における通関の際の貨物引取を主とした目的として作成されている。しかし、書類の構成は、両者とも全く同様であり、次のとおりである。

○船積書類の構成

- (1) 船荷証券（空送の場合 AIRWAY - BILL）（図第N-6及び7）
- (2) 海上保険証券（図第N-8）
- (3) インボイス（図第N-3）

(4) パッキング・リスト (図第Ⅳ - 4)

(5) 検量証明書 (海送の場合のみ) (図第Ⅳ - 1)

なお、供与機材には必要としないが、通常外国貿易で行われている船積書類には、以上のほか輸入国側における貿易政策上あるいは輸入先から取引の都合上特別に要求される書類があり、これにはどのようなものがあるか以下参考までに記しておく。

a 領事インボイス (CONSULAR INVOICE)

輸入国によっては、輸入税の脱税防止・輸出国のダンピング阻止・輸入課税価格の査定などのため、商業インボイス記載事項の正確なることを輸出国駐在の輸入国領事が証明することを必要とする国がある。この目的のために作成されるインボイスが領事インボイスであり、主に中南米諸国向け輸出に要求される。輸出者が作成して領事の署名を得る。

この証明には、各国所定の用紙を用いる場合と商業インボイスに領事の査証 (Visa) を得る場合とがあり、後者のインボイスは領事査証付商業インボイス (Visaed Commercial Invoice) といわれる。いずれの場合にも領事手数料 (Consular Fee) が徴収される。

b 税関インボイス (CUSTOM INVOICE)

この書類は、輸入者が輸入貨物通関のさい、税関に提出するために必要とされるものであり、輸出者がこれを作成する。様式は輸入国によって特定されており、アメリカ、イギリス、オーストラリア、その他旧英領諸国向け輸出に要求される。

c 原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)

原産地証明書は、輸出貨物の生産された地を証明する公文書である。輸出入両国間に互恵通商協定が締結されている場合、輸入者が協定利率の適用を受けるさいに必要とされる。

この証明書は、輸出貨物の生産地または積出地駐在の輸入国領事が発給するものであるが、領事が駐在しない場合には、商工会議所が必要に応じて発行する。

機材課では、船積書類は全て関係事業部を通じ仕向先に送付するが、この場合の所要部数は、オリジナルを含みコピーとも各6部である。

しかし、このほか、機材課でもその後の事務手続に必要とすることもあり、船積終了後運送業者に作成提出させる部数は次のように指示している。

船積書類の作成部数

船積書類	作成部数	送付先			関係事業部 での保管	機材課 での保管	備考
		在外公館	外務省	海外事務所 または 引取専門家			
1 船荷証券 (Airway Bill)	8	Original 1 Duplicate 1	Copy 1	Copy 1	Triplicate 1 Copy 1	COPY 2部 (1部代金支払手続 用, 1部保管用)	*Original は機材と共に現地航空会社へ。 *Original は保険求償のある場合に必要のため事業部で保管
2 保険証券	8	* Copy 2 Duplicate 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2 * Original 1 Copy 1	* "	
3 保険計算書	2					"	
4 インボイス	8	Original 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2	"	
5 パッキングリスト	8	Original 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2	"	
6 検尾証明書 (荷送の場合のみ)	8	* Original 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2	"	

また、船積書類は、貨物引取に必要とするものであるから、仕向先への送付はできるだけ早い方がよく、海送の場合貨物の到着は仕向地によって異るとはいえ韓国あるいはタイのように数日のところもあり、運送業者からの提出は船積終了後3日以内と定めている。空送の場合は、貨物搭載後即日が望ましい。

II 運送契約

- 120 運送契約は、前述のように随意契約によりできる。運送業務の費用は、運賃及び海上保険料その他通関料、船積諸掛等を主とするが、これらの料金の額は、決定に当っては国の認可又は届出を要するものもあり、またその他のものについても、協定等により統一的な料金が定められている。そのため運送業務については、売買契約のように契約のための競争は必要ないとするものであるが、これによって運送契約の事務は、売買契約のそれにくらべ、比較的容易でもあり、かつ作業も簡単であるといえる。契約の相手は登録されている運送業者の中から輸送内容によって適当と思われる者を選定する。契約額については、売

買契約のように事前に予定価格を定める必要もなく、相手先から見積書を取付け、内容を検討のうえ概算額によってこれを定めることになる。以下契約相手の選定から契約締結までの事務手続きについては次のとおりである。

1 契約相手の選定

供与機材では、運送契約の相手は、主として専門の運送業者あるいは指名商社のうちの大手商社とするが、このほか売買契約をしたメーカーが、その機材の輸送の方も担当することがある。そしてこの3社のうちいずれにするかということは、機材の購入方法に対するその相手先によって決ってくる。機材購入の方法及びその相手先は、表にすると大体次のように大別することができる。

機材の購入方法及びその相手先

購入方法	購入相手先	備考
(イ) 入札による場合 (指名競争入札)	a 大手指名商社(1組) b 中小指名商社(2,3,4組) c 医療・薬品指名商社 d 特定メーカー	
(ロ) 随意契約による場合	特定メーカー	保険求償の場合を除く。

このうち運送契約の相手とするのは、(イ)の a の場合が大手指名商社であり、他の場合はほとんど専門の運送業者である。大手商社との運送契約は、売買契約をしたこの大手商社に機材の運送もそのまま引続き担当させることである。購入契約により、機材の内容についてよく理解しているのに加え、他方通関・船積の業務にも精通している。さらに、これら大手商社は、海外における組織も充実していることでもあり、仕向先で貨物引取りの際もその現地駐在員に何かと協力が得られるという利点がある。専門の運送業者は、登録されている業者のうち、数社が常時事業団に出入りしており、過去からの実績で供与機材の取扱いにも馴れ、仕事も安心して任せられる。

なお、メーカーが運送を担当する例は数多くないが、上記(イ)の d 及び(ロ)の場合で、これも自動車あるいは医薬品などの特定の場合に限られる。

2 海(空)送依頼書

運送契約の相手が決まると、見積書を提出させることになるが、その前にこの相手先に海(空)送依頼書(図第Ⅳ-10)を発行し、購入した機材の品

目及び価格、納品者名、貨物の搬入場所、さらに輸送に関する仕向港及び仕向先、梱包のマーキング等必要な事項を知らせておく。順序からいえば、この依頼書は、見積書を取付け、契約を締結した時点で発行すべきものと考えられるが、これは、運送業者に輸送業務を依頼するというより、見積書作成のための資料を与えるものであるといえる。また、この依頼書は契約相手にとっては、他から発注される多くの運送業務と混同しないようメモとして必要でもある。契約の相手となる者は、この書類によって機材の納品者から貨物の才数あるいは重量を知り、また同様依頼書にある機材価格や仕向港により運賃、船積諸掛、海上保険料を計算し見積書を作成する。事業団で輸送する機材の件数は、機材課で処理する分を含め、他の事業部のものを加えるとかなりのものとなり、ことに年度末は著しく増加する。多くの件数を受持っている運送業者は、口答の依頼では間違いが起りやすいので、この依頼書をもって他の機材輸送と区別整理し処理してゆく。海（空）依頼書は、2部複写となっているので、写しは機材課で保管する。

(図第Ⅳ-10)

機 材 輸 送 依 頼 書

年 月 日

殿

国際協力事業団

部 課長 印

(担当: , TEL)

下記につき機材の海・空送を依頼します。

件 名				
契 約 先	契 約 金 額	搬 入 予 定		契 約 先 担 当 者 (Tel)
		月 日	場 所	
陸 揚 港			積 出 港	
仕 向 地				
付 保 期 間	日間 (興和火災, 住友海上, 東京海上)			
Consignee				
Shipping Mark	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>Case Mark (黒字)</p> <div style="text-align: center;">  <p>JICA</p> </div> <p>C/No. (英) MADE IN JAPAN (西) FABRICADO EN JAPON (仏) FABRIQUE AU JAPON</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>Side Mark (赤字)</p> <p>(英) TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN</p> <p>(西) COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON</p> <p>(仏) COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON</p> <p>※ 英語, 西語, 仏語のいずれかに○印</p> </div> </div>			
備 考				

3 見積書の取付

123 機材課所定の運送契約書（後述）の第6条には、契約金額の内訳としての費用を定めている。

(1) 通関料

(2) 書類作成料

(3) 船積料（単価 円／トン）

（空送の場合は、貨物の納入場所から空港までの国内運送料及び庫入出作業料）

(4) 海上運賃（同盟レート）

（空送の場合は航空貨物運賃）

(5) 海上保険料（保険価格の %）

(6) その他

運送業者からの見積書も、上記内訳によって算出するよう指示されており、運送業者は、前述機材課から渡された海（空）送依頼書から輸送についての必要金額を調べ、見積書を作成してくる。機材課では上記内訳の費用について、あらかじめ調査した資料にもとづき、通関料、書類作成料は件数ごと（同じプロジェクトの貨物でも、船積みが横浜と神戸で行われれば2件となる。）の単価を、また船積料はトン（下記（注）1参照）当りの単価を定め、これに貨物の総トン数を乗じて算出させている。そして海上運賃は同盟レート（後述「各種費用の算出」海上貨物運賃の項参照。207頁）による運賃表（下記（注）2参照）により、保険料は保険会社との協定料率により算出するが、これらの単価・料率は、契約が完了し、代金支払のときにそのまま適用され、実際に積込まれた貨物のトン数及び機材価格にもとづいて運送費の支払額が計算される。このほか、輸送についての費用には緊急通関料、過大荷物あるいは危険物に対する割増料などがあるが、これらを含め上記単価による費用の算出方法につき、また運賃、保険料の料率についても同様まとめて後述「各種費用の算出」の項で記すこととするのでこれを参照されたい。

なお、空送の場合には、上記船積料（国内運送料及び庫入出作業料）は、単価に対する重量kgによる計算であり、これは航空運賃の料率においても同

様である。保険料の料率は、空送によるときは海送にくらべ若干低率のものが適用される。

(注)1 船積みするとき、船積料にしても運賃にしても、海送の場合は、通常貨物の容積により料金を計算する。この容積の単位をトン数で表わし、1立方メートル(又は40立方フィート)をもって1トンとする。しかし、料金計算には、このほか重量あるいは貨物価格による方法があり、空送の場合でも同様重量によるものほか、容積及び価格によっての方法が採られる。これらの単位の表示及び計算方法については後述「各種費用の算出」の項を参照のこと。

(注)2 海上運賃表の料率は、ドル建てである(航空運賃は円建て)。事業団ではドル貨の円換算について、毎月会計課からその月に適用するレートを知照して来る。このレートは前月末日の実勢レートであるが、機材課では、運送業者に運賃の見積りは、このレートにより算出するよう指示している。しかし、船積みが終わる、請求書が提出されてくるときの運賃は、船会社の方針で積荷本船の出航口前日のレートを採用し、計算して来る。そのため連日動いているこのレートに大きな変動がない場合は、見積額と請求額の間にも大した相異を生ずることもなく、問題はないが、変動の激しいときは見積書の作成に注意を要する。

運送費の見積書は、機材購入の場合と異なり、概算額をもって見積られる。124
貨物の容積又は重量は、前述船積手続きにおける検量が行われるまで正確な数字は未定であり、運賃も船積費用も、またこれらにもとづく保険料も全て推定される容積・重量によって計算される。そのため契約する金額はこの概算額をもって行われる。しかし、この場合概算額即ち契約金額はあくまでこれを限度とする額であり、もし見積時に上記貨物の推定量あるいはその他に過誤があり、実施額が契約金額を超えても、契約の変更はできないし、また契約金額を超えての支払いをすることもできない(上記(注)2の場合も同様)。運送業者には見積書の作成は慎重に行うよう指示しておく。

4 運送契約書

運送契約書も売買契約書と同じように、規程にもとづいて輸送に関する必要条項を定めた所定の書式(図第Ⅳ-11)を使用している。これには、海 125

送と空送の場合の2種あり、いずれも規定する主旨は同じであって、契約目的、海上保険の付保、保険求償への協力、契約金額の内訳、代金の支払及び損害賠償の責任について定めている。このうち運上保険及び契約金額の内訳については、既に述べたところのものであり、また保険求償及び代金の支払については、後に実際の取扱い方について詳細を記すことになっているので、ここでは損害賠償のことにつき、売買契約の場合とはその性質も異なるので、以下述べておくこととする。

売買契約では、契約相手によって生じた損害は、延滞又は解約の場合それぞれ違約金を賠償金として徴収することになっており、その額も予定される金額を定めているが、運送契約では、この額の決定は協議事項となっている。運送業務における損害は、物品の売買と異なり、発生する範囲も広く、事前に予想することができない内容のものが多い。契約相手の責任とは、怠慢あるいは契約違反であり、具体的には船積みにおいて貨物を不当に長く倉庫に留置したため、損害に対する海上保険の填補が免責になったり、貨物を予定する本船に積込みできなくなったりすることが考えられる。このほか、供与機材の輸送は、同盟船の使用を指定しているが、これによらず不定期の老朽船に貨物を積込んだ場合には危険も増加するし、また積付場所も船艙としているのに甲板積とすれば風波の損傷も受けやすい。運送契約における損害の賠償は、損害が船積港から仕向先までの広域にわたって発生するものであり、またその影響が各方面に重なって波及するものであるから、その損害額は予測することができないのが普通である。このため運送契約の損害賠償については、損害の状況にしたがって、そのつど両者が協議して決めることとしている。

○ 運 送 契 約 書

(海送・空送)

(四) 当書式は、海送と空送の契約書を併記する。双方の相違は用語のみであり、海送契約に対し、空送契約の該当するものを□枠内に記す。

運 送 契 約 書

1. 契 約 番 号 第 号
2. 件 名
3. 運 送 物 件
4. 荷 受 人
5. 仕 向 地
6. 運 送 区 間
7. 契 約 金 額 金 円

国際協力事業団契約担当役 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)
とは、頭書の物品の運送契約を次の条項により締結する。

第 1 条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

第 2 条 乙は甲の指示により陸送、船腹の手配、通関手続、船積、海上保険付保手続、船荷証券の取得等 □陸送、航空機の手配、通関手続、塔載、空送、保険付保手続、航空B/Lの取得等□ 一切の運送に関する業務を行なうものとする。

第 3 条 乙は船積 □塔載□ 完了後、甲に対し速やかに船荷証券、保険証券、送状、包装明細書、検量証明書等 □航空B/L、保険証券、送状、包装明細書等□ を提出するものとする。

第 4 条 海上 □空送□ 保険の付保範囲は 港指定倉庫 □東京都内指定倉庫□ に搬入された時より本船 □本機□ に積み込まれ最終仕向地である において開梱が完了するまでとする。

2. 保険金額は FOB JAPAN 価格に 港 □空港□ までの海上 □航空□ 運賃及び第 1 項の海上 □空送□ 保険料を加算した金額の 100 %とする。

3. 海上 □空送□ 保険の損害填補条件は全危険担保 (オールリスク) 約款、戦争危険及びストライキ (War & S.R.C.C リスク) の担保約款によるものとする。

第 5 条 保険の求償に関しては、乙は甲が所要の処理業務を速やかに遂行できるよう積極的に協力しなければならない。

第 6 条 本業務遂行に関し甲が負担する金額は、梱包才数 重量 を概算として計算した下記の合計金額を限度とする。

- (1) 通関料
- (2) 書類作成料
- (3) 船積料(単価..... /
- (3) 国内料金
- (4) 庫入出作業料
- (4) 海上運賃(同盟レート)
- (5) 航空運賃
- (5)
- (6)
- (7)
- (8) 海上保険料(保険金額の.....%)
- (9) 空送保険料(保険金額の.....%)

合 計 金 額

第 7 条 乙は船積 塔載 終了後、証憑書類を添付した適法なる支払請求書を甲に提出するものとする。

2. 請求金額は、海上 航空 運賃は実費、海上 空送 保険料は前条の料率により計算した金額、船積料 国内料金及び庫入出作業料 は前条の 規定の 単価に確定検量数 重量 を乗じて得た金額、通関料、書類作成料等は規定料金、その他は実費とし、これらの合計金額とする。

ただし、その請求金額は前条の合計金額を超えることができないものとする。

第 8 条 甲は乙に対し契約保証金を免除する。

第 9 条 乙の責に帰すべき事由および乙の本契約条項違反により甲が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償の責を負うものとし、この賠償額については甲乙協議して定めるものとする。

第 10 条 本契約条項に記載なき事項または疑義の生じた事項については必要の都度甲乙両者協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し甲乙両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 国際協力事業団
契約担当役

乙

5 契約締結の手続

運送契約をしようとするときは、契約を締結する旨を明らかにするととも 126
に、出納命令役による契約金額の確認を受けることが必要であり、売買契約
の場合と同様支出負担行為書をもって次のように行う。

(1) 書類の作成

(イ) 支出負担行為書

支出負担行為付属書に契約目的を記載する。なお、売買契約が分割納
入であるときは、何回目の輸送であるか、また契約金額については前回
まで輸送分の実施額も併記する。

(ロ) 添付書類

a 運送契約書（案）

b 運送見積書

これに、今までは輸送機材内訳書及び輸送が上記分割納入のものである
ときは納入者からの分割納入申請書等も添付していたが、現在は各自のファ
イル保管とし、添付は必要としない。

契約金額が160万円未満であるときは、契約書の作成は省略できるので、
運送契約書（案）の添付は必要としない。この場合売買契約では、金額に
よっては注文書及び同請書（案）を添付したが、運送契約では海（空）送
依頼書を発行していることでもあり、添付書類は運送見積書だけで差支え
ない。

(2) 書類の回付

支出負担行為書の回付は売買契約のときと同じである。回付の前に機材
課の契約台帳にプロジェクト名、予算額、支出負担行為金額を記帳する。
書類の回付先については前述「回付書類の流れ」を参照されたい（112頁）。
書類が決裁になったときの日付が契約年月日、決裁番号が契約番号となる
ことも売買契約の場合と同様である。

(3) 契約書の取交し

運送契約書の契約相手との取交しは、作成する部数もまた会計検査院に
提出する分（契約金額500万円以上のもの）を含めての保管部数について

も、売買契約における場合と全て同一であるため同項を参照されたい(113頁)。ただし、運送契約では、印紙税法にもとづく契約書に対する収入印紙の貼付が、売買契約とは異なり、契約額によって印紙額も変わり、また高額でもあるため注意する必要がある。

Ⅲ 輸送の実施

1 船積状況の把握

127 船積業務は、運送業者に委託しているのので、機材課ではその進行状況を握っておかなければならない。通関船積みは数日で終了するが、その前に貨物の容量、積込本船名及びその出航予定日、仕向港到着予定日などについて知っておく必要がある。「船積業務進行管理カード」(図第Ⅳ-12)は、このための書類である。このカードは、運送業者から船積前は予定欄に、船積みが終わる本船が出港すると確定欄に、それぞれ該当事項を記入して報告してくる。このカードは、報告のあったつど、写しを関係事業部にも送付しておく。空送の場合は、このカードに替えて SHIPPING・メモ(図第Ⅳ-13)を提出させる。また、通関手続きに先立ち、運送業者から、税関に対する輸出申告のため、「通関インボイス」及び「管理令特例適用のための申請書」(前述「輸出申告」の項参照。154頁)に輸出者としての署名(下記注参照)を依頼してくる。この署名は各関係事業部で行うことになっているため、運送業者は急ぐときなど直接関係部の担当者に署名依頼をしてることがあるが、原則として書類は全て機材課を通すことになっていることでもあり、また書類の内容に間違いのないよう検査する必要もあるので、必ず機材課を経るよう指示しておく。

(注) 輸出申告書類の署名:

輸出申告のための、上記通関インボイス及び管理令特例適用のための申請書には、輸出者の署名が必要である。供与機材の輸出者は事業団であり、代表者は総裁であるが、事業団では、総裁の代理者として各事業部の部長及び各担当課長を指名し、署名権限を委任している。これらの署名は大蔵省関税局及び横浜、神戸等各港湾の所轄税関長に申請登録されている。

国際協力事業団殿

○ 船積業務進行管理報告カード

項 目	予 定	確 定
件 名 (品 名)		
仕 向 地		
仕 向 港		
納 入 年 月 日		
納 入 場 所		
海 貨 業 者 (乙 仲) 名		
船 会 社 名 お よ び 船 名		
入 出 港 月 日		
着 港 月 日 (当初予定および最終予定)		
個 数		
容 量		
海 上 保 險 会 社 名		
保 險 証 券 番 号 お よ び 発 行 月 日		
S / O 番 号		
B / L 番 号 お よ び 発 行 月 日		
備 考		

取扱方法：船積前に、JICA担当者に提出し、本船出港後にただちに確定事項を最終報告のこと。

***** Ltd

SHIPPING MEMO

We are pleased to inform you of the shipping details of your shipment to : DIRECTOR GENERAL, DRAINAGE AND IRRIGATION DEPARTMENT, MINISTRY OF AGRICULTURE, MALAYSIA.

DESTINATION	Kuala Lumpur, Malaysia
M. AWB. NO.	618-32370542
H. AWB. NO.	
FLT. NO.	TYO - SIN SQ - 007 SIN - KUL SQ - 112
DEPT. DATE	May. 15, 1981 TYO: 10:00 SIN: 18:30
ARRV. DATE	May 16, 1981 SIN: 17:00 KUL: 17:45
EX-GODOWN ¥42,000.- "LION" STEEL CABINET <div style="text-align: right;"> W.M.T.P.  KUALA LUMPUL C/NO.55AN-1 MADE IN JAPAN </div>	

(注) シッピング・メモは、これを発行する運送業者により様式が多少異っているが、記載事項は殆んど同じである。当図は必要とする報告事項の例を示す。

2 船積書類の検査

船積みが終ると、運送業者から船積書類が提出されてくる。この書類の検査は慎重に行う必要がある。機材の品種や数量が多いと、簡略に済ませてしまい勝ちであるが、インボイス、パッキング・リストなどは、運送業者も作成を急がされる故か、間違いも多く、また間違いが原因で後に問題が起きた場合責任を問われることにもなるので、検査は十分に行った方がよい。検査は次の要領で行う。

(1) 貨物の検査

- (イ) 機材の品名、数量、価格について、インボイスと売買契約書の内訳書とを照合する。
- (ロ) 機材の品名、数量について、パッキング・リストとインボイスとを照合する。
- (ハ) 貨物の重量、容積、個数について、検量証明書とパッキング・リストとを照合する。
- (ニ) 貨物の重量、容積、個数（いずれも合計数）について、船荷証券と検量証明書とを照合する。

なお、以上は海送の場合であるが、空送の場合は、船荷証券に替わり AIRWAY BILL であり、また検量証明書の発行もないので、照合は提出されてきた書類をもって、上記検査事項に倣って必要と思われる事項につき適宜行う。

(2) 費用の検査

- (イ) 運賃について船荷証券（又は AIRWAY BILL）の料金及びその内訳を海上運賃表（又は航空貨物料金表）によるものと照合する。
- (ロ) 保険料について、保険料計算書の料率と事業団協定料率との照合をする。
- (ハ) インボイスにおける記載金額につき、船荷証券（又は AIRWAY BILL）の運賃並びに保険証券の保険料、保険価格とを照合する。さらに FOB 及び CIF の金額も検算する。
- (ニ) インボイスの船積諸掛、運賃、保険料と運送契約書の内訳金額とを照

合し、合計額が契約金額を超えることはないか検査する。

以上のほか、保険証券には特別約款が付されているか、また各書類に記載されている仕向先の名称、梱包のマーキングなどに誤まりがないかについて点検する。

船積書類の検査が終り、間違いがないとしたら書類を前述規定どおり整え、必要部数を関係事業部に送付する。関係事業部では仕向先に貨物引取その他に必要とする所要部数を外務省を通じ送付する。

Ⅳ 代金の支払

- 129 運送業者からは船積書類に引続き、輸送費の請求書が提出されてくる。輸送費の支払手続きは売買契約の購入代金の支払いの場合と同様である。支払いの前に請求書の内容を検査する。検査は運送契約書及び船積書類との照合により行う。契約書とでは請求書の内訳が契約したものと相違ないか、また請求額が契約額を超えることはないかについて、また船積書類とでは前払いされた運賃や保険料の額及び貨物の容積・重量について照合する。また、計算の検算も行わなければならない。

支払いの手続きは、「支出依頼書」に必要事項を記入し、これに請求書及び船積書類（海上保険証券には保険計算書を添付する。図第Ⅳ-9。）の各写1部添えて会計課に支払いを依頼する。また、輸送費の支払額は、前述のように契約金額が概算による限度額であるため、支出負担行為額に残額が生ずる。この残額は残不用額欄に記入する。

なお、これは見積書取付けのときにも記したが、輸送費の実施額が、見積りの過誤等により契約金額即ち支出負担行為額を超えた場合でも、海上運賃の予算統制レートによる超過分を除き支払は支出負担行為額を限度とし、これ以上の支払はすることはできない。また、支出依頼書の回付が、年度末又は年度当初であるとき、支出依頼書の欄外にその予算の年度区分を明示することは、売買契約の場合と同様である。

支出依頼書を会計課に回付する前に、その支出額を契約台帳に記入する。

V その他の輸送

1 航空機のチャーター

機材輸送において、家畜・魚卵などの生物を緊急に送付する必要があるとき、あるいは大型機器、精密機械で、時間的にもまた費用の点からみて輸送に合理的であると考えられるときは、航空機をチャーターすることがある。130
供与機材についても、過去に何回も行われてきたが、この場合契約は、全て航空会社との直接契約であり、契約条件は、海上輸送の用船契約と同じで、航空会社は、貨物の発地空港から着地空港までの運送を請負うだけである。そのため、出発地における貨物積み込みまでの通関、船積また海上保険契約等の手続手配は別に運送業者と契約しなければならない。ただ、着地空港での荷卸しは、航空会社が前もってその空港の管理会社（あるいは公団）に連絡し、貨物を倉庫に搬入するまでの作業を取計らってくれる。これに要する費用は、事後航空会社を通じて精算払いとなる。昭和52年にネパールのカトマンズ（ネパール農業開発協力計画）まで四輪駆動車（ジープ）ほか車輛部品をチャーター便で輸送したことがあるが、このときの契約を例にとれば見積書の取付けから代金の支払いまでの事務手続きは次のとおりである。

(イ) 見積書の取付

見積書の取付先は、以前は外国の航空会社のこともあったが、最近は大日本航空（同社担当課下記）の場合が多い。事故があったときの折衝の便宜もあるのであろうが、日本航空は、他に政府間協定による緊急援助物資などの輸送を手掛けており、外務省との実績も多く、また事業団の事業についてもよく理解している。見積書の取付けは次のとおりである。 131

（見積書）

a 区 間

一 飛行（リブ）区間

東京～バンコク～カトマンズ 4,213 マイル

二 空輸（フェリー）区間

カトマンズ～デリー 505 マイル

b 貸切料金

一 飛行料金	US\$ 5.85×4,213マイル	US\$ 24,646.05
二 空輸区間	" 4.83× 505 "	" 2,439.15
		計 US\$ 27,085.20
		(¥ 8,017,220.- @ ¥ 296.-)

c その他費用 (着地空港における CARGO HANDL'G CHARGE 他)

US\$ 3,000.-

- (注) i) 空輸区間とは空荷飛行区間であるが、この時はたまたまデリーから他の貨物搭載があったので、カトマンズ・デリー間となった。普通は帰路の全区間を徴収される。
- ii) その他費用は、着地空港における、航空機の着陸料、パーキング料、貨物の荷卸料及び倉庫までの運搬料その他機器使用料 (担当「日本航空 (株) 東京支店貨物部輸出貨物販売課」より聴取。)。
- iii) 現在 (昭和56年1月) の上記貸切料金は次のとおり :
- | | |
|-------|---------------|
| ○飛行料金 | 2,490 円 / マイル |
| ○空輸料金 | 1,710 円 / マイル |
- (現在、航空運賃は円建)

(d) 契約締結及び支出の承認伺

132

機材の輸送は、原則としては海上輸送となっており、チャーター便によるということは、特別な場合に限られるため、これを行うについては前もって決裁伺書により部内の承認を得ておかなければならない。決裁伺書には、航空機備上の理由を挙げ、契約先、契約金額及びその支払方法、搭載する機材名、輸送予定日を記載し、これに契約書 (案)、機材内訳書、輸送スケジュール、関係事業部からの空送要望書を添付する。契約書の書式は、航空会社作成のものであり、これには使用する機種、便名、発地名及び着地名、飛行スケジュール、貸切料金の額及びその支払方法 (前払とする)、契約取消の場合におけるキャンセル料の徴収、事故に対する免責条件について規定している。また上記その他費用であるが、これについては、上記契約書 (案) の末尾に特別条項をもってその実施を定め、支払いは精算により、またこれに対する円換算率については貸切料金と同率とすると

定めている。

契約締結の承認を得ると、支出負担行為書を作成し、貸切料金について支出額の確認を得なければならない。また、貸切料金は、前払であるため（事業団でも運賃は前払することができる（下記「規程」第43条第9号）ことになっている。）、支出負担行為書の付属書には契約目的のほか、このことも必ず記載しておく。添付書類は、上記見積書、契約書（写）、契約締結承認の決裁伺書（写）、貸切料金証明書（注ⅰ）及び貸切料金の円換算率証明書（注ⅱ）とする。

（会計規程）

会 計 規 程

（前金払及び概算払）

第43条 契約等の性質上又は慣習上前金又は概算をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような場合で、次に掲げる経費については、前金払又は概算払をすることができる。ただし、概算払ができるものは第1号から第6号までに掲げる経費に限るものとする。

- (1) 工事請負代価及び物品の製作代価
- (2) 外国から購入する物品の代価
- (3) 試験、研究、調査等の委託費
- (4) 官公署（日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社を含む。以下同じ。）に対し支払う経費
- (5) 負担金
- (6) 旅費又は通信費
- (7) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う料金
- (8) 土地、建物その他の物件の借料
- (9) 運賃及び保険料

2 前項第1号の規定による前金払をする場合においては、相手方をして公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社よりの同条第2項の前払金の保証を受けさせることができる。

3 第1項第1号の前金払をする場合の金額は、契約金額又は契約の予定金額の40%以内とする。

4 第1項各号に掲げる経費以外のものについても特別の必要がある場合においては、総裁の承認を受けて前金払又は概算払をすることができる。

(注) Ⅰ) 貸切料金証明書

航空会社が発行する。貸切料金が運輸大臣の規定する料金にもとづくものであることの証明書

Ⅱ) 円換算率証明書

航空会社が発行する。料金がドル表示であるため、適用する円換算率が、運輸大臣の認可を得たものであることの証明書。しかし、現在(昭和56年1月)は、航空運賃は全て円建となったため、この証明書は必要でない。

上記その他費用の支出額としての確認は、精算払であるため、この支出負担行為書は貸切料金とは切離して作成してもよいが、今回の場合、円換算率が同率であったため同時に確認を得ている。しかし支出依頼は貸切料金とこれとの2回になる。

また、出発地におけるチャーター機への貨物積込みのための船積業務は、別に運送業者に委託することになるが、これについては前記輸送の実施の場合と全く同様であるため省略する。

ロ) 代金の支払

133

貸切料金の支払は前払であるため、契約時に航空会社からの請求書にもとづいて会計課に支出依頼をするが、その他費用は、精算払であるため、貨物が着地空港到着後支払うことになる。しかし、今回の場合この精算額は見積りの概算額と同額である。航空会社は、運送に先立ち、前もって着地空港の管理会社に航行する機種、スケジュール、貨物の品名、個数、重量を連絡し、協力を求めるが、着地空港では、この連絡された貨物の内容をそのまま着地費用の計算に適用するためではないかと思われる。出発地における船積業務に対する代金の支払については省略する。

2 内陸輸送

134

供与機材の輸送は、原則として仕向先近くにある陸揚港までであるが、仕向先が内陸国にあり、陸揚港まででは輸送の目的が達せられないとき、あるいは海上輸送において経由地に紛争・戦乱などが起り通常の海路や港湾が使用できないときに陸揚港からさらに仕向先まで陸路(河川航行を含む。)を利用して機材を輸送する場合がある。外航貨物としての運送であり、今までモンゴル、アフガニスタン、ネパールなどのほか南米、アフリカの諸国に対

しても行われている。内陸輸送は、海上輸送に連系して行われるもので、これを契約する場合、現地の運送事情により、また事務手続きの都合から海上輸送に含めて契約することもあり、切離して単独に契約することもある。以下内陸輸送について前述海上輸送と特に変わるものについてまとめて記すことにする。

(見積書の取付け)

内陸輸送の契約は、海上輸送に含める場合はもちろんであるが、切離してする場合も海上輸送を委託した運送業者と契約することが多い。内陸輸送の見積りは、貨物がコンテナによるとき、また内陸における運送系統が確立し、運賃も固定している鉄道、河川航行船などによるときは、それぞれTARIFFが用意されており、即時その取付けが可能であるが、供与機材のようにバラ貨物によることが多く、また運送方法や運賃その他取扱料等の費用が明確でないときは、契約する運送業者は現地支店あるいは代理店に問合せ、現地運送会社の見積りを取寄せることになり、見積書の取付けには多少の時間を要する。内陸輸送の費用は、通過する国情により異なり、一概にはいえないが、陸揚港における通関料ときには倉庫保管料、貨物積替料、運送料などであり、このほか通行税、現地運送会社の諸手数料等が加わることもある。

(契約の締結)

内陸輸送の契約は、海送・陸送まとめてする場合でも陸送のみの場合でも所定の運送契約書にもとづいて行う。海陸まとめて契約する場合規定内容が所定のもので変わるのは契約金額の費目の内訳である。従来の海上輸送分の費用に上記陸送の各種費目の見積額が加わる。支払い方法は、海上輸送分については所定どおりであるが、陸送分については費目のうち貨物の価格やその容積・重量にもとづき計算されるもの(通関料、トラック運送料等)で海上輸送のものに準じ行うものであり、また通行税のように経由国の規定に従わなくてはならないものもあるので、そのときの実情に合わせて定めてゆく。また、同じ支払いにおいて船積書類の船荷証券が、下記確定額による運賃前払いの通し船荷証券の発行ができず、陸送費がその実

施後の精算払いとなるときは、陸揚港までの海上輸送分については、契約運送業者から貨物の船積完了時に支払いを求められることがあり、そのときは支払いの条件にこれについての条項を新しく入れなければならない。その他の規定は所定のもの為準用する。陸送分のみ契約では、契約目的については所定のものに準じ定めてゆくが、それ以外の各条項については、船積みや貨物保険に関するものが除かれるため、規定することは陸送費の費目の指定及びその支払いに関することのみとなる。義務及び違反の規定については所定のもの為準用する。

(陸送の実施)

内陸輸送の実施状況の把握については、契約相手からの報告によるほかないが、仕向先にも陸揚港における通関その他のこともあり、現地運送会社名、運送方法及び経路、運送予定期日等を報らせ現地における協力を求めることも必要である。内陸輸送の実施で、これを海上輸送に含めて契約した場合船積書類の取得において、もし船会社あるいは契約相手の運送業者が、船積港から陸揚港を経て仕向先までの確定額による運賃前払いの通し船荷証券（THROUGH B/L。下記（注）参照）が発行できれば事務処理上かなりの便宜が得られる。通し船荷証券の前払い運賃が確定額によるということは、陸送に要する費用が陸揚港までの海上輸送費と同様、貨物の船積時にその確定額が算出できるということであり、鉄道賃のような固定されたものや、またトラック輸送でも運送費が貨物の容積（船積時の検量容積）及び定路線上の走行距離にもとづき計算される場合などはこれが可能である。即ちこの種の船荷証券の発行は現地の運送事情や費用の内容によって左右されることになる。そして、この通し船荷証券の発行が可能であれば、貨物が船積港で本船に積荷されると同時に、海送、陸送とも輸送手続きは終了し、船積書類の入手とともに輸送費の支払いも終るので、業務の輻輳するときは合理的な方法といえる。殊に年度末の契約で陸送の実施がたとえ翌年度となるときでも、この場合陸送費の額を予算上繰越しておく必要もなく事務処理上の省力化ともなる。確定額による運賃前払いの通し船荷証券の発行できないとき、即ち内陸分についての費用が概算の

契約では、その支払いは運送実施後の精算払いとなる。そして年度末において海陸まとめて契約するようなときは、前述のように陸送分については翌債の取扱いをしなければならないことがある。上記モンゴルや中近東方面への陸送はシベリア鉄道、フェリー及びトラックによる複合輸送であるが、このルートはソビエトの輸送公団が扱っており仕向先までの確定額による運賃前払いの通し船荷証券の発行が可能である（取扱運送会社：山下新日本汽船、三菱倉庫、日本通運ほか）。

なお、最近では、運送業者の外航貨物に対する営業範囲も広くなり、各国における代理店あるいは運送会社との連絡も円滑となって内陸輸送分についても運賃前払いの通し船荷証券の発行がかなり広範囲に行われるようになってきているが、前払運賃が確定額によるということは、供与機材の場合その範囲がかなり限定されてくる。

（注） 通し船荷証券（THROUGH BILL OF LADING）：

貨物が目的地に到着するまでに2つ以上の異なる運送業者によって運送される場合、それら運送会社間に連絡・運送の協定があるときは、最初の運送業者が全区間の運送について船荷証券を発行することが行われる。これを通し船荷証券（THROUGH B/L）という。通し船荷証券は、船会社が発行することもあり、また一般の運送業者の発行するものもあるが、船会社が発行するのは、ここでいう海上輸送及び内陸輸送の場合に限れば陸送分が運送系統も確立し、また運送機関の運賃が固定しているような限られた地域に対して行われる。一般の運送業者のものは、その他の地域でも理地の代理店あるいは運送会社との間における協定によってかなり広範囲にわたりこの発行が可能である。

なお、一般商取引上行われている代金決済のための船積書類としては船会社発行のものは問題ないが、一般運送業者によるものは信用状において規定されなければならない条件付のものとなる。

第5章 保 險 の 求 償

1. 求償手続の依頼

136 供与機材の輸送途上における損害の発生もまれではなく、最近は増加の傾向にあるといわれている。損害は、陸揚港入港後に起ることが多い。

荷卸し作業中の貨物取扱不注意による破損あるいは盗難、通関に手間どって貨物が長期間野晒しのまま放置されたことが原因となる損傷がよく聞かれる。

損害は、大体陸揚港で貨物取引の際または仕向先で開梱の際に発見されるがこのとき仕向先の派遣専門家、事業団海外事務所あるいは在外公館から損害状況を「機材検収調書（仕向地用）」（図第V-2）をもって、各関係事業部に報告してくる。事業部ではこの報告書にもとづいて保険の求償（保険クレーム）が必要とされるときは、次の通達「資機材の保険求償について」に定めるところに従い“保険求償手続依頼書”（図第V-1）に次の書類や添付して機材課に求償の手続を依頼してくる。

（通達）経第38号 昭和52年7月20日

○資機材の保険求償について

（経理部長から関係部長あて）

専門家等が機材を検収した結果、盗難、破損及び漏損等が生じ、その報告書にもとづき関係各部が保険求償を依頼する場合は、別紙様式に機材検収調書、専門家等よりの事務連絡、保険証券等必要書類を添付して提出されるよう、管下職員に周知方お願いする。

別紙様式

（図第V-1）

○保険求償手続依頼書

契約担当役 昭和 年 月 日

殿

部 課長

国

向供与

機材に係る保険求償依頼について

標記の件に関し、下記のとおり保険求償手続を依頼致します。

記

- 1 品目、仕様及び数量 別添リストのとおり
- 2 年度区分 当年度・繰越（いずれかに○印）
- 3 支出科目 費 費
- 4 積荷関係書類等 別添添付

○機材検収調書(仕向地用)

(図第 V - 2)

保
険
の
求
償

年 月 日

国際協力事業団 殿

派遣 国 名 ;
プロジェクト又は業種 ;
チームリーダー又は専門家 ;

下記のとおり機材を検収しましたのでご報告致します。

記

1. 船名又は空便名 ;
2. 陸揚港(空港)名, 到着年月日 ; 年 月 日
3. プロジェクトサイト到着年月日 ; 年 月 日
4. B/L(AIR WAY BILL) ナンバー ;
5. INVOICE ナンバー ;
6. PACKING LIST ナンバー ;
7. 保険証券ナンバー ;
8. 主要機材名 ;
9. 検収結果
 - I) 検収年月日及び場所 ; 年 月 日 (原則として開梱時に即時検収, 止むを得ず異なるときは開梱年月日を併記)
 - II) 荷姿の状況 ;
(外装及び内装, 各ケース毎)
 - III) 損害の有無 ; 有 無
 - IV) 損害の種類 ;
 1. 不着 2. 不足 3. 破損 4. 水濡(海水, 雨濡)
 5. 汚損 6. 錆損 7. その他()
 - V) 保険求償手続が必要な場合, 紛失, 破損の状況(出来れば開梱時の写真添付) ※記載上の留意事項, ケースナンバー等パッキングリストに準じて。
 - VI) 上記 V)により損害品の処理に関する所見(現地修理の可否, 可の場合修理費の見積概算額, 不可の場合本邦に返送・修理の為貴国から輸出し得るか否か等)。
10. 船荷証券面に貨物状態に関する摘要があれば記入して下さい。
11. 税関等現地での貨物受渡時に, 貨物状態に関する摘要(Remark)があれば記入して下さい。(出来れば Copy 添付)
12. その他

○保険求償手続依頼書の添付書類

(イ) 機材検収調書（仕向地用）

（損害状況の写真，相手国関係機関の損害証明書その他クレーム内容を立証できるものがあつた方がよい。）

- | | |
|------------------|----|
| (ロ) 保険証券（正本） | 1部 |
| (ハ) 船荷証券（写） | 〃 |
| (ニ) インボイス（写） | 〃 |
| (ホ) パッキング・リスト（写） | 〃 |

損害機材を補充するには原則的には再購送の方法をとっているが，現地事情によっては仕向先で代替品の購入あるいは修理をする場合がある。このようなときは，保険会社への求償手続書類として上記派遣専門家等による機材検収調書等の添付書類に，なるべく現地における購入費又は修理代の見積書を加える。そしてこの見積書あるいは他の書類に費用の現地送金先を明示させる。

求償についての特別約款

- 1) 損害に対する補填は 円貨で支払うものとする。しかし損害を現地において修理又は代替品の購入により補填するときは，派遣専門家、事業団海外事務所あるいは在外公館からの機材検収調書にもとづき，その国の通貨で支払うことができる。

(注) 「保険条件の取決め」では，機材の破損部分に対する求償は，原則として空送による補填を定めており，その他の場合による補填は協議事項としている。また，損害額が100万円を超えるときは，上記派遣専門家ほかの機材検収調書によることなく，海事検査人(MARINE SURVEYOR)による損害報告書(SURVEY REPORT)が必要とする場合がある。

- ii) 機材の一部が破損したとき，その代替品の輸送はやむを得ないと思われるときは空送によることができる。この場合空送には付帯する費用を含む。

2. 求償の手続

(1) 見積書の取付

保険会社に対する求償の手続、即ち保険金請求の手続きをするためには、損害を補填するための費用がいくらかかるかを知る必要がある。再購送のための費用算出には、本機材を購送したときの契約の相手先から見積書を取付ける。保険求償による機材購送は、本機材を取扱った者と随意契約によって行うことができる（「規程」第49条第10号。30頁）ことになっており、これにより損害機材の補充も迅速に行なわれることになる。見積書を取付けるとき、保険求償は、機材の補充ということから貨物量も少なく、輸送も比較的簡易に行われるため、機材の購入先と輸送業務を含めた契約を行った方が事務処理上合理的である。そのため見積書は、機材価格に輸送費を加えた CIF 価格により取付ける。この場合輸送業務は可能ならば購入先が直接実施してもよいし、また、輸送業務に不慣れなときは購入先が他の運送業者に委託することとしても差支えない。この取付ける見積書の金額について、機材価格は、前に購送したときのインボイス価格と同額が原則である。そして保険会社に対する請求額も特別の事情がない限りこれ以上の価格は認められない。このことについては見積書取付の際相手方に了解させておく必要がある。

また、輸送費については、その内訳費用が事業団規定の単価、料金にもとづくものであることはいうまでもない。輸送は、上記「保険条件の取決」にもあるとおり空送を原則として行われる。

見積書内容の検討は、前述機材の購入及び運送の場合と同様であるが、機材価格については前回のインボイスとの照合が必要であり、輸送費についても、もし可能ならばその時のパッキングリストに記載の重量容積との照合も行った方がよい。輸送費内訳費用が事業団で定める規定の単価、料金にもとづくものであることは上述のとおりである。

(2) 保険金の請求

保険金の請求は、保険金請求書（図第V-3。書式は、保険会社によって異なるので、請求する会社指定のものを使用する。）に必要事項を記載し、これに前記関係事業部から求償手続依頼があったときの添付書類全てと前項見積書（本紙）を添えて保険会社に提出する。

なお、請求する前に保険会社担当者に求償内容（損害機材の品名、数量、損害状況、仕向先、保険証書番号また判れば求償する額即ち前記CIF価格による見積額）を知らせ、事前に打合せをしておく必要がある。また、請求したときの書類は、添付書類を含めて全て、その後の再購送手続きに必要なため写しを用意しておかねばならない。

損害機材を再購送ではなく、現地で購入又は修理するときの保険金の請求手続きも再購送の場合と同様であり、現地からの見積書を含め前記書類を提出するが、この請求額の入金及び現地への送金は、事業団を経ず、保険会社に直接現地送金先へ行うよう依頼する。保険金は保険会社で調査決定後その額を電話及び保険支払案内（図第V-4）をもって報告してくる。

(3) 保険金の受入

139

保険会社は、保険金の支払いを決定すると、機材課へ報告すると同時に保険金の額（通常請求額に同じ。）を、事業団指定の取引銀行（現在三菱銀行新宿新都心支店）に振込んでくる。この入金は、そのつど会計課から機材課に通知してくるので、通知と同時に収入依頼書を作成し、会計課に回付して入金の手続きをする。入金額は事業団の事業費予算ではないため、このときの収入依頼書の決裁は、調達部管理課で収入支出を記録するのみで関係事業部へは必要としない。しかし、備付の契約台帳には、調達業務実施状況の記録ということからそのプロジェクト名及び入金額を記帳する。

会計課では、次の通達「供与機材の購送にかかる海外保険等の求償金の管理及び処理について」にもとづきこの金額を保険求償預り金勘定に入金し、再購送したときの費用はこの口座から支出する。

○供与機材の購送にかかる海外保険等の 求償金の管理及び処理について

（経理部長から関係部・室・事務局長あて）

標記について、昭和52事業年度から、下記のとおり実施することとしたので、了知されたい。

記

第1 供与機材の購送にかかる海外保険等の求償金を受領した場

合には「保険求償預り金」として経理し、当該求償金にかかる支払いは、保険求償預り金から支弁するものとする。
第2 求償金の範囲内で再購送が不可能な場合は、再購送完了済の他の求償金の不用額を充当するものとする。

なお、他の求償金の不用額に不足ある場合には、年度末において総額をもって一括予算措置をとるものとする。

第3 受領した求償金にかかる供与機材の再購送等を事業年度末までに完了していない場合を除き、毎事業年度末において保険求償預り金残高を国庫預り金に振替経理するものとする。

第4 保険求償預り金にかかる経費の受入れ、払出しにあたっては、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号）に定める収入依頼書、支出負担行為書及び支出依頼書を併用して使用するとともに、調達部管理課に備え付けの保険求償金補助簿に登録するものとする。

（図第V-3）

保 険 金 請 求 書

昭和 年 月 日

_____ 保険株式会社 御中

国 際 協 力 事 業 団

_____ 部 _____ 課長 ①
(担当: _____)

別添の書類により、_____ 国向け _____
機材の貨物保険の支払いを請求いたします。

請求金額: _____ 円

(添付書類)

- 保険証券
- Invoice
- Packing List
- Bill of Lading
- 機材検収調書
- 見積書
- その他

損害機材を現地で購入又は修理するときの費用は、前述のように求償手続後の保険金の額（現地見積額に対する、そのときの換算率による円貨）を保険会社から直接現地に送金させるが、このとき機材課は、保険会社から送金案内書（図第V-5）を送金の証書として受領しておく。

3. 再購送のための発注

140 保険会社から保険金の支払を受けると、再購送の手続をする。

契約は随意契約であり、前述見積書の取付先と締結するが、このとき前述のように事務処理上の合理化ということからこの取付先と売買契約とともに輸送の契約もする。

再購送するときの契約締結承認の伺及びこれに対する支出負担行為書の作成、さらに契約発注以降に行われる納品、検査の取扱、船積業務の管理、船積書類の仕向先への送付及び代金の支払手続等については、本機材を購入及び輸送したときの場合と全く同様であり、それぞれ定められたところにより処理を進めてゆく。

保険求償による支出は、事業費予算でないため、支出負担行為書及び支出依頼書の支出科目は「一般勘定・保険求償預り金」とし、事業費予算と同じ意味での年度区分はなく、支出の決定をした年度に従って経理処理される（収入年度と支出年度は異ってもよい。）。

また、支出負担行為額及び支出決定額を契約台帳に記入することも、上述保険金の受入の場合と同様である。

4. 保険による再購送手続の委任

納入業者に対し、すべての再購送手続を委任し、実施させることが出来るが、この場合、保険会社に対し、保険求償権を納入業者に委譲する旨、文書をもって通知し、また、納入業者との間に契約を取交す必要がある。

◦ 保険金支払案内

(図第 V - 4)

C

STATEMENT OF CLAIM
(C A R G O)

Statement No. XXXXX
Date M P
JUL . 19th 1981

(Assured)
Messrs. JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Policy Number	IC/TE E 34022		Issued on	26 OCT 1980	Issued at	TOKYO
Vessel	NEDLOYD FRESCO		Sailing on	OCT 28 1980		
Voyage	From	Yokohama	To	VALPARAISO		
Interest	60 pkgs VINYL NET, ETC.					
Terms & Conditions	Base All Risks(X), WA(X), FPA()			Special Cl. X		
Amount Insured	Cargo ¥31,091,000.-			Duty --		
Nature of Claim	PA(X), TL(), GA(), Recov.()		NATURE OF LOSS		Pill(), N/D()	
Place & Date of Accident	In transit () Unknown ()		Recovery		Attempt ()	
CLAIMANT	Same as the assured () X X X X X			Impossible(X), Already obtained()		

Sort of Payment	Paid	Refund
Amount Settled (¥)	4,622,600	
Our Proportion %		

Completed	Not Completed (Rec. Pro. GA. Add.)
Date of Discharge	. 19

Exch. @
Notes: (Invoice Amount:) Settled by

We are pleased to advise you that
(X) we have paid your Claim (Ref. No.)
as detailed above.
() we have settled a claim with your consignees
as detailed above.

THE KOA FIRE AND MARINE INSURANCE COMPANY, LIMITED

◦ 保険料送金案内 (現地宛)

THE KOA FIRE AND MARINE INSURANCE CO., LTD.

T E L E X : 222-3467 KOAINS J
TELEGRAM : KOAKASAI TOKYO
TELEPHONE : 593-3111
P. O. BOX : C.P.O. 1274

Established in 1918
New Tokyo Office
KOAINS 22334

7-3, 3-chome, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo.

Our File :
(Please quote in replying)

Dear Sirs,

Vessel :
Shipment :
Policy No :
Your Ref : _____

We acknowledge receipt of your letter of
together with documents pertaining to the captioned claim(s).

Having found the claim(s) in order,

- () we enclose herewith a cheque in the amount of
- () we are instructing our bankers to remit you by airmail transfer
the amount of _____ which we trust will
shortly be received by you through

The sum is arrived at as under/as per attached sheet :

We shall be obliged if you would sign and return to us the enclosed
form of subrogation/receipt in the near future.

Very truly yours,

THE KOA FIRE AND MARINE INSURANCE CO., LTD.

第6章 各種費用の算出

各種費用といっても全て輸送関係のものに限られる。運賃、船積諸掛の諸料金 141
及び保険料について、その算出方法は次のとおりである。

1. 運賃

(1) 海上貨物運賃

(イ) 同盟レート

事業団は、運賃同盟に加盟しており、供与機材の海上輸送の運賃は、同 142
盟レートによることになっている。同盟レートとは、同一航路を就航する
数社の定期船会社が協定によって定めている運賃表 (TARIFF) の運賃率で
ある。同盟会社は、相互の利益を確保するため、運賃、配船、船積みなど
について協定を結び、航路の就航や運賃収入の安定化を図っている (海運
同盟：運賃協定が主であるため運賃同盟ともいう。)。運賃が同盟レート
によるということは、この同盟会社の船舶を利用することであり、自由運賃
をとっている不定期船の利用にくらべ運賃は高率となるが、発着日時、就
航航路、運送サービスが一定しているため計画的な輸送をすることができる。

(ロ) 運賃の計算

運賃は、上述運賃表の運賃率にもとづいて計算されるが、この場合貨物 143
の容積、重量あるいは価格その他いずれを基準とするかにより次のような
運賃の建て方がある。

○ 運賃の建て方

a 容積建 (MEASUREMENT) : 貨物の容積により運賃を算出するも
ので、1立方メートルを1トンとして計算した貨物の容積に、運
賃率を乗じて運賃を算出する。今まで供与機材でも仕向地域によ
っては、1トンを40立方フィート (40才) をもって計算する
ところも多かったが、最近はほとんど国がメートル表示に移行し
つつある。

b 重量建 (WEIGHT) : 貨物の重量により運賃を算出するもので、
1000 Kg を1トンとして計算した貨物の重量に運賃率を乗じて運

賃を算出する。この1トンの重量も、今までは地域によってポンドで表示し、2240 Lbs を1トン (LONG TON) とするところと2000 Lbs を1トン (SHORT TON) とするところがあったが、現在は SHORT TON を採用する一部地域を除いて大勢は Kg をもつての計算によるようになっている。

(注) 容積建及び重量建という1トン当りのメーター及びポンドの数量の換算は次のとおり。

i) 容積建の場合

METRIC : 1トン = $1 m^3$ = 35.3 cft

フィート : 1トン = 40 cft (40才) = $1.133 m^3$

ii) 重量建の場合

METRIC TON : 1トン = 1000 Kg = 2204 Lbs

LONG TON : 1トン = 2240 Lbs = 1016.1 Kg

SHORT TON : 1トン = 2000 Lbs = 907.0 Kg

c 従 価 建 (AD VALOREM) : 貨物価格の何パーセントというように価格に一定比率を乗じて運賃を算出するもので、この場合の基準となる価格は、インボイス面の FOB 価格が用いられる。

以上のほか家畜のように荷姿が一定しているものには、個数を運賃建とする場合もあり、これを個数建という。

そして運賃は、以上の各運賃建をそれぞれ次のように比較あるいは組合せることにより決められる。

○ 運賃の決め方

a Weight/Measurement : 容積建と重量建それぞれによって表示されたトン数の何れかが大きい方のトン数による運賃

b Weight/Measurement or Ad Valorem : 容積建、重量建により算出された運賃額と従価計算による運賃額の3者を比較し、最も高い運賃による。

c Weight/Measurement plus Ad Valorem : 容積建、重量建のいずれか大きい方のトン数に料率を乗じて得た運賃額に、さらに

従価建による運賃を加えるもので宝石類、精密光学機器などの高価なものに適用される。

また、運賃には、船荷証券を発行する貨物に限られるが、前述の方法で算出した運賃が一定金額に達しない場合に、その額まで切り上げて徴収される最低運賃がある。これは重量や容積が、ある一定の単位に達しない貨物に適用されるものと誤解されやすいが、そうではなく、発行される船荷証券1件当りの最低運賃で、高い運賃率の貨物は小量でもこの額に達し、低賃率のものでは、大量でなければこの額に達しないこともある。

(2) 運賃の割増料

運賃は、前項のような計算及び方法によって決められるが、このほか貨物の形状や内容、運送の方法、航路の状況などにより次のような割増運賃その他の費用が付加率によって加算され徴収される。 144

a 重量割増 (Heavy Lift Additional), 長尺割増 (Long Lengthy Additional) 及び嵩高品割増 (Bulky cargo Additional):

貨物1個の容積、重量あるいは長さが通常取扱われている標準以上の場合積込、積付、陸揚に特別な手配を要するので基本運賃に割増料が付加される。

例えば、車両は乗用車、トラック等の種類別に長さによって別に一定の才数計算がなされることになっており、これによる割増料が付加される。

b 危険品割増及びその他の諸掛:

爆発、発火、有毒等の危険な貨物の輸送は、特に注意と設備を要するなどの理由から徴収されるものであるが、この場合運賃表では、危険物の危険の度合により各等級別に分けた高率の料率を設け割増の形はとらないことがある。

c Transshipment Additional:

運送が第1船、第2船さらに第3船と連絡して始めて完結する場合の接続費用その他諸掛に対する割増料

d Surcharge :

定期航路において、ある特別な事態が発生し、迂回、滞船あるいは危険が増大するようなとき、これらの危険や費用をカバーするための割増料その他の費用で、次のようなものがある。

i) Bunker Surcharge

(オイルショックによる石油高騰費をカバーするための割増料)

ii) Suez Surcharge

(スエズ運河通過税)

e 陸揚地の特殊事情にもとづく諸割増料:

これらの諸割増料は陸揚地の特殊事情により船会社が余分に支払わねばならない諸掛をそのまま運賃に転稼するもので次のようなものがある。

i) Congestion Charge

(陸揚港における船舶の混雑による割増)

ii) CFS Service Charge

(陸揚港における Handling Charge)

f Currency Adjustment Factor (CAF)

為替変動により外貨に対する換算率の動きが大きく、これによる損失をカバーするための割増料

(2) 航空貨物運賃

145 航空貨物運賃は、運賃表にあるとおり、着地空港別に重量によって運賃率が定められ貨物の総重量によって算定されるが、これも海上貨物運賃に同じと同様、貨物の重量のみならず、これに容積及び価格の要素が加わって、それぞれ次のように運賃が建てられる。

a 容積重量によるもの

貨物の実際の重量と、貨物の容積を重量に換算した容積重量とを比べ、何れか大きい方の重量で運賃を計算する。この場合、容積からの換算は、6000立方cmを重量1Kgとし、端数は0.5Kg(3500立方cm)を単位とし、切上げて計算する。